

令和3年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第2日)

令和3年6月8日(火)

令和3年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年6月8日(火) 開議 午前10時00分
散会 午後 2時29分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

| | |
|-----------------|----------------|
| <u>1番 浅尾もと子</u> | <u>2番 伊藤紋次</u> |
| <u>3番 伊藤真千子</u> | <u>4番 山本典式</u> |
| <u>5番 伊藤芳孝</u> | <u>6番 森田昭夫</u> |
| <u>7番 加藤彰男</u> | <u>8番 原田安生</u> |

不応招議員 なし

| | |
|-----------------|----------------|
| <u>1番 浅尾もと子</u> | <u>2番 伊藤紋次</u> |
| <u>3番 伊藤真千子</u> | <u>4番 山本典式</u> |
| <u>5番 伊藤芳孝</u> | <u>6番 森田昭夫</u> |
| <u>7番 加藤彰男</u> | <u>8番 原田安生</u> |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 村上孝治 | 副町長 | 伊藤克明 |
| 教育長 | 佐々木尚也 | 参事 | 村松元樹 |
| 総務課長 | 内藤敏行 | 税務課長 | 伊藤まり子 |
| 振興課長 | 長谷川伸 | 住民福祉課長 | 伊藤太 |
| 医療センター事務長 | 前地忠和 | 経済課長 | 夏目明剛 |
| 事業課長 | 原田経美 | 教育課長 | 栗嶋賢司 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議会事務局長 亀山和正 | 書記 青山敬則 |
|-------------|---------|

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 7番、加藤 彰 男
- (2) 4番、山本 典 式
- (3) 3番、伊藤 真 千 子
- (4) 1番、浅尾 も と 子

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席はありません。ただいまから令和3年第2回東栄町議会定例会一般質問を開会いたします。日程第1一般質問を行います。今回通告のありましたのはお手元にご配付してあります議事日程の通り4名でございます。質問は答弁を含めて50分以内で行います。最初に一括質疑方式、一問一答方式か質疑方法を述べてから質問を行ってください。答弁者は自席にて行いますのでその旨お願いをいたします。

それでは7番加藤彰男君の質問を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番加藤彰男君

----- 7番 加藤彰男 議員 -----

7番（加藤彰男君）

議長の許可のもと一問一答にて一般質問を行います。初めに新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々に心よりお見舞い申し上げます。また罹患された方々や治療中の方々にもお見舞い申し上げます。そして現在ワクチン接種を始め感染対策の最前線で奮闘していただいている医療関係の方々をはじめ多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。初めに新型コロナワクチン接種の状況について接種体制と住民への情報提供の推進について質問いたします。現在も新型コロナウイルスの感染が拡大する中、今全国で進められているワクチン接種は感染予防、感染対策の切り札と言える最重要の事業であり、また全国の自治体においても最優先の取り組みとなっています。東栄町でも4月以降医療従事者等の先行接種に続いて5月からは高齢者の方々を対象に接種が始まっています。3月定例会でもワクチン接種の準備状況を質問しましたが、ワクチン接種が始まった現在の状況と今後の対応について質問いたします。初めに現在の東栄町のワクチン接種の状況について伺います。高齢者の方々の接種率そして町全体での接種率、また町のワクチン接種計画の全体の進捗状況、進行状況に

ついてお願い致します。さらに全国や県などの取り組みとの比較分析についても回答をお願い致します。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

現在の接種の進捗状況でございますけども、本町では東栄医療センターを接種会場としまして医療センターの1階と2階の2箇所を使い完全予約制で原則月曜日、水曜日、金曜日の午後に行っております。医療従事者等の接種を4月19日から、65歳以上の高齢者接種を5月6日から開始しております。現在86名の医療従事者等の接種を終えております。また高齢者接種につきましては、ご高齢の方がおられる世帯の65歳以上の方から順番に行っており対象の約8割の1242人が接種を希望しており、そのうち6月6日現在で731名、対象者の約47%が1回目の接種を終え、うち307名19.7%が2回目の接種を終えております。愛知県の高齢者接種率が6月6日現在1回目26%程度2回目接種が2.8%程度であるため当町の接種率は高い水準にあると思います。7月中には高齢者接種を終えまして64歳から16歳の方の接種を引き続きおこなっていく予定であります。現在64歳から16歳の方を対象に改めて接種の希望調査を実施しているところです。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今、ワクチン接種について状況について説明がありました。高齢者の方々の第1回目の接種が、東栄町では47%、第2回の接種が東栄町では19.7%ということですね。加えて愛知県については第1回目が26%で愛知県の第2回目が2.86%というふうになります。全国については愛知県は差があつてですね全国には6月6日現在、第1回目の接種率は21.8%、第2回の接種率は2.4%ということですから、それぞれの自治体の規模やですねその条件は違いますけども当町についてはですね全国また愛知県においてもですね高い接種率をですね作ってきたというふうに思います。今後引き続きですねこの接種を一層進めていくということが大事だということになります。この中でですね、現在高齢者の方々のワクチン接種が進んでいるわけですけども先程ありましたました今後64歳以下のですね皆さんのワクチン接種済んでいく、この状況の中

でこの間の主に5月、6月ですね高齢者の方々のワクチン接種の対応の中でこの状況を踏まえて今後必要な対応又は新たに対応すべき課題、そして通常ですとこの時期については住民の皆さんの検診を行なっていくというふうなことで当然今年もその案内を出されてですね担当課の方は集約してみえると思います。そのような通常の事業との調整を含めて今後についての対応について説明お願いいたします。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

現在の接種の状況ですけれども、現在は1バイアル、1瓶で5人の接種が行えます。従ってワクチンを無駄にしないため5の倍数の被接種者の方の予約を入れて5月まで行なっておりました。また今月からは1バイアル、1瓶で6人の接種が行えるようになりまして、予約調整を行って進めている状況です。なるべくワクチンを無駄にしないように柔軟に対応していきたいと考えております。また医療センターでは平常診療を行いながらワクチン接種を行っており、役場職員も住民福祉課の職員を中心に一緒にワクチン接種に従事しております。7月からはワクチン接種のため開始時期を遅らせていた住民検診と並行して行う予定となっております両方の従事者の確保も今後の課題となっております。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

3月の定例会の時にこのワクチン接種を進めるにあたってですね役場全体の中でやっぱり横断的に協力体制を作っていく、支援体制を作っていくということが必要ではないかというふうな提供させて頂きました。今説明のように医療センターの方にですね住民福祉課の方も応援に行って対応してるという話でした。この点ではこのような各課を超えたですね総力を挙げてこのワクチン接種を進めていくという状況についてはさらに強化していく、または現状でこのような課題があるということですがありましたら説明お願い致します。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

今議員おっしゃった通り、やっぱり横断的な対応は必要だと考えております。また色々ワクチン接種を始めてみて課題がいくつかありまして。接種券を持ってこない方、特に高齢の方など最初の方はおられたんですけどもそういった方については送迎希望の方は特に迎えに行った際に乗車する前に接種券と身分を証明するような保険証の類こちらの方必ず持たなければならないような確認をさせて頂いております。ですので最近はそのような接種券を忘れる、保険証を忘れるという方は少なくなっておると感じております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今お話しありましたようにですね、実際、世界同時、日本全体でもはじめてですねこういうワクチン接種を進めてくという取り組みをして。ですから様々な部分ですね実際に進めながら改善をしてくという点があるかと思えます。東栄医療センターの診療所だよりも広報とうえいと一緒にありました。その中にですね新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせということがありまして、ここでは65歳以上の方々に対する案内がていねいに書かれていますし、また強調したような吹き出しの様な形ですね、今話がありましたように本人確認の書類等を含めてですねちゃんと持っ出かけてくださいというふうなことがありました。例えば今課長から話がありましたように具体的に確認作業もですね実際進めてく中で改善してきたということですから今後より一層ですねこの改善の努力をしていく、またスムーズやっていく、そして64歳以下の皆さんのですね接種に向けてこれを蓄積して生かしていくという理解でよろしいですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、議員おっしゃる通り、やはり改善すべき点は早期に改善してなるべくスムーズに接種が終えるように努力していきたいと考えております。

〔議長、7番〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

本当に大変な部分。皆さん、職員の皆さんはじめ多くの関係者のご努力によって進んでいるというふうにもまず感謝申し上げます。そしてその中でひとつひとつ改善してきながらワクチン接種がスムーズに進んでいくということにですねご努力いただきたいというふうに思います。このようなですね今回の新型コロナウイルスへの対応、そしてですね今回のコロナウイルス以外の新たに予想される感染症などについて対する対策含めて町の医療体制や医療施設整備などをしっかり進めていく必要があります。町として現在の新医療センター建設計画も含めて今後必要な医療関係の事業計画これについては現時点でどのようにお考えですか。

〔議長、住民福祉課長〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

今回のワクチン接種につきましては、ワクチン接種を担当する住民福祉課と接種の現場を担当する医療センター双方の職員体制で今後なんとか乗り切れるものと考えておりますけれども現在の医療センターの建物では待合所に関しても接種前の人と接種後の人が混在してしまうということや車椅子を利用されている方については非常に移動がしづらい、また感染症の対策もしっかり取りづらいというような建物になっておりますし駐車場が狭く駐車台数が限られてしまうという難点もございます。さらに住民福祉課の職員が医療センターまでの移動など効率の悪さは非常に感じております。従って利用者が利用しやすく、また効率よく動け、感染症の対策も整った面的整備が必要だと感じております。以上です。

〔議長、7番〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

やはり今回ですねコロナウイルス感染対策に対する経験をですね活かしながらですね町としてどのような対策またそれを支えてく対応してく医療体制を作っていくのか検討がどうしても必要だと思います。情報提供の点では、以前もお伝えしましたが、やはり行政と医療関係者、また福祉含めてですね関係者だけでやっていただくのではなくて、それぞれ様々な力をお借りする事が大事じゃないかというふうに思います。以前伝えたかと思いますが、例えば住民の皆さんとの情報提供でしたら区長会の皆さんはじめ一定の情報をお伝えしながら地域全体でスムーズに進んでいくというふうな事が大事だと思います。そしてまた議会についても必要な情報は逐次ご報告いただきながらですね町全体の取り組みになって住民の皆さんが安心して、またスムーズにワクチン接種が進むように努力してくことを是非お願いしたいと思います。地域医療としても感染症の予防対策含めてやはり総合的に取り組みを行って、その要となる現在の医療水準における医療施設を作っていくことや保健センター機能これについても整備を進める、やはり町として今回取り組む中で大事かと思います。続いて2問目になりますけれどもバイオマスガス発電施設建設計画に対する町の対応について住民の生活と環境を守る政策について質問いたします。バイオマスガス発電施設計画事業者から2019年6月に提出された農業振興地域整備計画変更申出書が多く、住民や周辺農業者の方々の反対にもかかわらず計画変更の決定がされました。一方この計画変更に対しては町への意見書、異議申出の提出、さらに県への行政不服審査法に基づく審査申立を通して引き続き多くの町民の皆さんから建設計画への反対、不同意の意思がこの間、示されてきました。このような経過を通して改めて次の問題点が明らかになりました。まず今回の農振法の計画変更は、バイオマスガス発電所の建設をするための予定地これが農地であったということですけどこの予定地を前提にしたこの整備計画の変更だという点です。バイオマスガスの原料の予定調達先は豊橋市、新城市の周辺であると言われてます。にもかかわらずその地域には建設せず何故十何キロも離れた東栄町に建設しなくてはならないのかという疑問があります。さらに2016年末に具体的に事業者のバイオマスガス発電施設の計画が停止されたにも関わらず実際に周辺住民の方々に事業計画の説明が行われたのは2019年の秋という経過があります。約3年近くの差があります。関係住民や町民への説明が極めて不十分であり更にFエナジーの代表取締役の田中氏が一度も説明の場に出てきていないと、この事業者の姿勢に対しても疑問が出されています。加えてこれまで周辺住民の方からは、搬入されるバイオマスの原材料が将来産業廃棄物にならないのか、また施設からの排水が大千瀬川の水質汚染につながらないのか、仮に操業した場合、騒音や悪臭などの心配といった声が多数引き続き出されています。操業に伴い予想される自然環境や生活への影響に対して地域住民の方々が納得できる説明がされていないという問題は引き続き残されたままです。以上の点を踏まえて質問いたします。1点目です。これまで町として事業者Fエナジーから東栄町以外の場所、先程言いましたよ

うに原材料の搬入が豊橋、新城ということですから東栄町以外の場所、豊橋、新城などの建設候補地の選定やその経過について具体的に説明または報告、また資料提供を受けていますか。この点どうでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

はい、農用地の利用計画変更申出の相談時にですね事業者からは他の自治体においても事業を行う予定があるという説明は受けております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

この辺の詳細についてはもう少し説明はないでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

事実を一応確認しておりますが、確認した相手がありますので説明そこまでにさせていただきます。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

いわゆるこの計画変更の部分ですけども、この一連の手続きについて、今回の計画変更に関わる法律は農振法です。この農振法において農業振興地域の対象の農用地から除外する、つまり今回の計画変更になりますけども。この除外する際の要件、ある意味条件と言ってみても良いんですけど厳格に定めています。通常5要件と言われて

います5つの要件です。農振法の13条第2項第1号についてこのように書かれています。農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認めること。このような条件が揃った時にこの5要件の中でこの部分についても満たしているというふうになるわけですけど、これは十分満たしてるかどうか、これはどうなんでしょう。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

我々、法律に基づいて検討するしかないんですけども、先ほども農地法第13条第2項第1号につきまして、国のですね農業振興地域制度に関するガイドラインによりますと、このガイドラインでは農用地以外の用途に供することが必要かつ適当ということの説明についてですねけれどもいかなる用途に供することが当該地域にとって必要かつ適当かを積極的に判断するものではなく、省略しますが、当該土地が必要なのかあるいはその規模が適当であるかのみを判断するものとありますので、このガイドラインの基準に従って判断致しました。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

いわゆる農振法の手続きにおいては、今課長からありましたガイドラインに沿ってということになりますが、全体の今後の方向を考えるならば地域の皆さんの説明等についてはですねこの用地選定のプロセスはもう少し全体像を明らかにしていく、この事がやはり事業者の説明していくことが必要だと思います。加えてもう一点あります、事業者 F エナジーは登記上、これは登記のことですからちゃんと名前を出されていますから登記上ですね田中氏が代表取締役になっていますが、町としてこの代表取締役と直接連絡を取るなどして面談を行ってきたんでしょうか。またバイオマスガス発電の事業者ではなく施工工事業者のソルプレッサの泉氏が実際様々な場面での対応をしていらっしゃる。この点について町はどのような認識をしてるんでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

代表取締役とは、まだ面談は行っておりません。農用地利用計画変更申出時、農業委員会が事業者からの意見聴取を行う際、農業委員会法において代表取締役からですね直接意見を行うということは書いてありませんけれども農業委員からも今回は代表取締役の出頭も要望しました。ところが都合がつかなかったということで他の取締役が出頭しました。そういう趣旨です。また、それからですねその意見聴取時等におきましてバイオマス発電装置を輸入、販売、導入サポートを行う事業者からも説明を受けています。この導入サポート等を行う事業者とバイオマス発電を行う事業者とは業務委託契約を結んでいることを確認しておりまして更にですね申請代理人であります行政書士からもこの事業者による説明のサポートについては確認しております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

この農振法の過程ですね。今課長から話がありましたように農業委員会としても代表取締役の出頭を求めたという経過があって、その出頭に応じてもらえなかったということが結果的に別の人が出頭したということです。ちなみにFエナジーそのものがこれまでの説明の中でも従業員の方はまだ見えないという説明がされています。役員の方というふうなことですから、その点を考えるならば実際に大きな事業形態をしている時にそれぞれのセクションの役職者が代わりに出ることはあるにしても従業員がいないということですからこの役員組織の中でしかるべき人が出るというのが本来ではないでしょうか。つまりまだ事業を一つも行なっていないわけですからこれから事業を計画している中で実行してきたいという組織、会社ですから当然代表者であるべき人たちが出ることというのが一般常識ではないかと思うんですがその点どうでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

まあそういうこともありまして農業委員からは要望したんですけれども代表取締役が出なくてはならないという法律はありませんので代替りの人に説明していただいたということです。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

まあ出なくてはならないという規定がないということで代替りの方と。しかし一般的常識からするならばやはり新たな事業を立ち上げて進められるんだったらやはり代表取締役の方が率先して出られるというのが本来一般的ではないかというふうには理解しますし、多分多くの方もそう思われるのではないかというふうに推測いたします。この点は、次の部分に関わるわけですが、これまで出されてきた資料それから情報公開請求なども含めて得られた情報から事業者Fエナジーは20年間のバイオマス発電事業を計画しています。そして、このバイオマス発電施設を一般的に試算すれば、つまり国内にある他のバイオマス施設の費用等含めてですね面積等、これは公開されていないわけですが、仮に試算すればこのバイオマス施設は数億円、さらには10億円前後と、幅は大変ありますけども、そのような規模の施設建設になるとふうに思われます。しかし、一方で自己資金は0円で全て借入金で建設するというふうにもなっています。このFエナジーが想定している事業規模ですが、加えて年間の売電収入つまりバイオマス発電から電気を電力会社に販売するというふうになるわけですが、この売電収入がそれぞれの発電量等計算するならば1億数千万円ぐらいというふうに試算になるかと思えます。このような大規模な事業を計画しながら、また建設を含めてですね数億円規模の資金計画が必要という中で自己資金が無いような事業者に対して町としてはどのようにこれまで対応してきたんでしょうかその点いかがですか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

まずですね自己資金、建設資金につきましては今後申請があります農地法、農地転用の中でですね手続きにおいてそれは確認することになります。お金を借りたりする場合の証書とかですねその写しが必要になってきます。それでないとい県の方は許可が

出ません。なおですね実際に借りられるのかどうかということをですね事業者からも聞き取りをし、その相手にも確認しようとしたんですがその相手に関しては個人情報と、情報は出せないということで確認できました。一応事業者からは借りる予定があるということは確認してます。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

やはり先程言いましたように20年間ですねこのバイオマス発電事業計画する当然これは事業計画としてありますけど、これ以上に操業されてくという可能性もあるわけです。この部分を考えた時に町として様々な要素をですねやはり一つひとつ確かめていく。これは町民の皆さんに代わってやってく仕事というふうになると思います。確かに個人情報のこともありますからそれは当然守らなくちゃいけないし、その部分を含めながらもですね十分このコミュニケーションしていく、また丁寧に説明をしていくということがどうしても必要じゃないかというふうに思います。行政の方としてできることとできないことがあるというふうに思いますが、例えば実際にこの事業者の方がどのような事業実績をしているのか、また今回の西菌目建設が第一号の施設であるという点ですね、過去に事業実績ある中で作られるわけではないという点もあります。それからFエナジーとそれから施工業者の方が業務委託契約してるというふうに言われましたけども、Fエナジーの当初の設立の代表取締役の方はいわゆる施工業者の取締役も兼ねていたと、兼ねているわけですからこの部分ではある一面では見方によってはこの事業が一体誰が中心になって進めるのかという点もやはりあるというふうに思います。現在の中でこの農振の計画という点で手続きは計画変更ってのは済んだというふうになります。先ほど課長から話ありましたように農地の転用手続きも含めると、次のステージというふうになるかと思いますが、これまでの中で、重要な点が今後ですねどういうふうに捉えていくのかというふうなことです。3点目になりますけども、全国のバイオマス発電事業というのは様々な地域で行われています。このバイオマス発電事業に伴う環境悪化の問題や住民の健康、そして生活に影響というふうなことで現在の全国の状況の中では既に設置され事業を行ってところが休止又は廃止、そして計画を立てていたところが中止になるというふうな事例も出ています。まさにバイオマス発電事業に関わる問題はこの東栄町だけではなくて全国に広がっていると言ってもいいと思います。京都府の福知山の事例ですが、これは京都府の方のマスコミ等に報道されていますが周辺環境への問題、ここは既に操業していたわけですけども、周辺環境への問題から業者が操業停止に至ってます。さらにその近

くにあります舞鶴市、ここでは市とですね事業者が計画していたバイオマス発電事業計画もこれも中止になっています。ある面、再生エネルギー、この再エネ事業そのものが全て良しとするような流れから環境生活視点から将来にわたって検証していく、そしてこの事業をどう判断するのかという視点が今問われています。まさにこれがそれぞれの自治体の中で大きな争点になってるというふうに言ってもいいと思います。町としてこのようにバイオマス発電事業によって引き起こされる可能性がある問題、つまり他の事例としてそういうことが出ているということ把握した上でですね周辺の環境悪化や住民の健康問題を把握して、ここで毎日暮らす住民の立場に立って対応していくことこれが何より重要と考えます。このような視点について答弁求めたいと思います。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

今回のですね農用地利用計画変更の手続きにおきまして住民の皆様から多くのご意見いただきました。その内容やご不安ご心配等についてですね法的に問題の有無等、県や国の各機関に現状の情報を提供しまして相談をしてまいりました。特にですね経済産業省もですね再生エネルギー事業の不適切案件等にはですね注視しておりまして中部経済産業局からもその事案の相談窓口についての案内も頂いており相談体制というものはできています。今後の手続きにおいても住民の皆さんからお伺いするご不安や問題点に対する法的な検討におきまして引き続き県や国の機関に対しても情報提供や相談を行っていく予定です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

担当課なり町の方もですね京都の事例もそうですし、それから詳細な分はあれですけども岐阜県の方でという話もありますし、それから石巻というところも話があります。再生エネルギー事業がですねバイオマス発電事業が全てですね問題があると言えませんがやはりいくつかのところでそういう事例は起っていて社会的問題になっている。そしてその自治体にとっての大きな問題になっている点があるわけですから当然これはしっかり調べていくというふうなことが必要だというふうに思います。

あと、今課長からありましたように最初の話しのところで予定地が農地であることによって農振法の計画変更という問題だというふうに言いましたけども、事業本体から言えば経済産業省におけるFIT法に基づく事業を事業者が行おうとしているということですね、それがバイオマス発電事業であるというふうになっているわけです。このFIT法ということで略称では言われてますけども正式な名前は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法というふうになって、これはFIT法というふうに言っております。これは経済産業省の考えではこのFIT法に対してあくまでも電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関して、いわゆる再生可能エネルギー電気の調達に関してその価格その取り扱いの期間を許認可すると。そしてこのFIT法以外に関わる様々な法律がある、この様々な法については当然事業者や事業施設に係る個別の法令として遵守すると、このことは事業者の責任であるというような回答もあるわけです。実際、前も示しましたし今課長から話しのあったこの資源エネルギー庁のバイオマス発電関係におけるガイドラインですねここにも書かれていますけども、関係法令として主なだけでも33の法令を挙げます。これに加えてここで言ってる文章の中においては国の法律以外にそれぞれの自治体の条例もここに含まれるんだというふうに述べています。この点についてはどのように町としては理解してますか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

まず条例というのは法令のもとに作らなきゃならないということで中部経済産業省中部経産局は何度も出向きまして、今回の事例でなく昨年度制定いたしました再生可能エネルギーの条例についても相談に乗っていただきました。さらにですね中部経済産業局の職員がご来庁された際にですね今回のバイオマス発電の建設予定地も見て行かれました。再生可能エネルギーの色々問題起きてる先進自治体についてもご紹介頂ましてこれをきっかけに他自治体との連携もできています。農地法に関してなんですけれどもその自治体と相談してですね相談したところ話してる中でやっぱりその事業の規制について話題となるのが憲法29条なんです。財産権はこれを侵してはならないとあります、ただしですね第2項ですね財産権の内容は公共の福祉に適合するように法律でこれを定めるという形で書いてます。法律を制定するのは国ですから国の機関等へは再生可能エネルギー設置による不安や心配は訴えていきたいと思いますという話をしております。さらにですね中部経済産業局なんですけども東栄町の再生可能エネルギー事業の関心の高さを認めていただきまして、こうした事業の不適切事

例に取り組む自治体がですね出席しますF I T制度に関する自治体関係会議への参加もですね去年から出させて頂いてます。今後ですね住民の皆様の不安やご心配について法的な検討等行いますよう国やですね他の自治体とも連携して参りたいと考えております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今課長から説明ありました。やはり個人のそれぞれのですね権利という問題と財産権、それから公共の福祉これをどういうふうにはバランスをとっていかのかっていうのはまさに行政だというふうには理解します。それぞれそれを法のもとでどう行っていくのかという立場だというのは基本です。先ほどの経済産業省資源エネルギー庁のガイドラインですねこれはこれまでの経過の中でも住民の皆さんからも何度もこれは強調されてきた部分があります。その点は企画立案のところ、適正な事業実施のための必要な措置というふうなことですね。前段の部分として述べられているわけですが、ここでは特に強調されているのは地域との関係の構築という点が一つ大きな囲みになってされています。若干読みますと事業計画作成の初期の段階から地域住民等と適切なコミュニケーションを図るとともに地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることとなっておりますし、その次のくだりもやはり地域住民とのコミュニケーションを図ってというふうには書かれています。そしてこの部分の解説部分にこういう大切な部分もあるわけですね、バイオマス発電設備の設置にあたっては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等などにより地域住民との関係が悪化することがあると、そして次にですね地域住民の理解が得られず反対運動を受けて計画の修正、撤回を余儀なくされる事態も存在すると述べています。これは毎年ですね改定されています。今の話のように経済産業省もやはりこのF I T法に基づいた様々な事業が持っている意味と同時にですねそれに伴う様々な問題に対して対処しようという方向になってますからこのような解説がされてると思います。それともう一点、このひとつ前にですねやはり土地を選定する、また土地を周辺地域の関係については同じように強調した囲みになります。関係法令及び条例の規定に従っていくことですね、次の項目についても同じように冒頭から関係法令及び条例に規定される必要な措置や手続き等というふうには始まっています。そしてさらに次の部分も自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めることということで、大変これはですね条例もちゃんと明記された上で自治体において条例また指

導要綱、それからガイドライン、このような形です。やはりやることをやってくということがここに述べられているわけです。国の方で出しているガイドライン、これはある一面ではですねこれに範囲でやっぱりちゃんとやってくんだということの国の大きな枠という方向づけですからこれはやはり事業を進めるにあたっては各自治体、市町村も含めてですねこの線に沿ってやっていく。当然事業者の方もこれを理解して行なっている。この部分について住民の皆さんも入って進めていくということはどうしても必要かと思います。その点での認識はどうでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

ガイドラインにあるとおりですね、経済産業省に行きましてその話もさせて頂きました。ただガイドラインにあるのが努めることということで、努力義務なんですね、事業者の。その中で、やはり法律にそういうことをやっていただかないとということで色々な自治体とも話ししてそういうことを訴えています。実際に法律が一部改正されたのが事業 20 年間 F I T 法終わった後にその設備をですね廃棄するためのお金をですね後半の 10 年間強制的にお金を貯めてもらうという法律に変わりました。そういうこともあってですねこちらとしてはですね色々国には訴えかけてこうと先程の話なんですけども話をしています。またですね努力義務とはいえどもそこから外れた自治体に関してはこちらからそういった意見をですね話をしますとその事業者に対しては一応連絡をしてですねどういう状況ですかということには言ってくれます。それがひどいと勧告等になって行きます。最終的に違反をしてる場合は、その取り消しということもあるという話は聞いております。ただですねこの事業の状況とかですね不具合等は役場だけは確認できません。再生可能エネルギーの事業等についてもですね監視を行ってですね国や県に報告相談を行っていきますけれども住民の皆さんにもぜひご関心を持っていただき問題等があればご相談をお願いしたいと思います。以上です。

（「議長、7 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7 番。

7 番（加藤彰男君）

今後の進め方の中で、やはり基礎自治体としてこの町にとってですね、この町づくり将来にわたってどのような町を作っていくのかと、その時点からやはりこの問題も捉えていくことがあるというふうに思います。例えばこの間出された話の中でも 20 年間またはそれ以降ですね操業されたとしてですよ仮に、その後の施設はどうなるのかという話もありますよね。様々な問題は先程言いましたように、また疑問が解かれていないということがあります。それからどなたが出てですねしっかり説明するかということも求められています。何度かの説明会の中で説明が変わってきたという過去の経過もあります。ですからこの問題やはりガイドラインに沿ってですね私は条例も含めてそれから自治体のガイドラインも含めてそこをしっかりとやっていくという事。それから地域住民の皆さんとのコミュニケーション、これを最大限と、もう前提にするんだというふうなことです。ちなみに私の方で聞く限りは京都の福知山について言うならば操業が始まってそれから住民の皆さんの健康被害含めて起こったというふうなことになるって操業停止になったわけですけども、その際にその事業者とその地元住民の皆さんで協定を結ぶというようなことの中でまさに規制ができなくなっていたという点もあるわけですから様々な部分をやはり行政としても把握していただきたいながら捉えて行っていただきたいというふうに思います。小さな自治体でそれぞれの専門のですね職員の皆さんがいるわけではないというところでは大変な部分もあると思いますが、バイオマス発電事業の許認可に関わる経産省含め関係省庁、環境省も入ると思いますし影響としては、実際の環境、生活に与える影響を考えた場合にその愛知県、加えて天竜川水系という点を考えるならば静岡県、浜松市など含めて連絡調整をしっかりと行っていくとそして必要な情報を共有化する、その中で地域住民の皆さん特にその周辺住民の皆さんの意見この立場に立って行政がしっかりこれからの取り組みを進めていくということはどうしても必要だというふうに思います。今後についてはまさに農地転用で、じゃあ農地からじゃあ事業の用地になっていくというプロセスが始まるわけですから、これからの中でその問題を丁寧に取り組んでいただきたいというふうに思います。今日の方はワクチン接種のことについて、それからバイオマスの事をそれぞれ質問させていただきました。その状況、様々な課題ある中でですね大変かと思えますけどもやはり住民の皆さんと一緒にこれに取り組んでいくこのことが小さな私たち自治体にとっても大きなエネルギー、力だと思います。その点での頑張りを期待したいと思います。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原田安生君）

時間になりましたので再開をいたします。次に4番山本典式君の質問を許します。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番、山本典式君。

4 番（山本典式君）

では、議長のお許しを頂きましたので一括質疑方式にて一般質問をさせていただきます。通告書の方ですけども、まず第1点目ですけど。村上町政における町財政についてということで、1番目としまして、この6年間町政を担う中で特に財政健全化を掲げ財政悪化の立て直しを公約し進めてきた結果を踏まえての財政についてお伺いしたいと思います。2点目が町長の発言に「税収は年間わずか3億円、町の財政は遠からず破綻してしまう」との見解を述べた経緯がありますが、町の人口も2000人台に入り税収の減少、交付税の段階的な減額等が予想される中、財政における今後の見通しについて伺いたいと思います。3点目が公共施設等総合管理計画が策定されましたけども今後この計画に基づいての解体、整理統合するには財源の確保が必要と思われます。計画からするとさしあたり令和8年度までに約12から13施設の解体、改修等が見込まれていると思いますが、財政への影響と具体的な実行についてお伺いしたいと思います。大きな2点目としまして新東栄医療センター運営について1点目が前回の一般質問において赤字解消を質した際「令和4年度予定している医療を行う限り赤字の解消が困難である」等の答弁、引き続いて「赤字縮小や解消を目指すとするればさらに診療科目を選択することになり医療サービスの低下につながることを覚悟する必要があります」これについてはいかにも配慮に欠けた言葉ではないかと伺いたいと思います。2点目が赤字解消が困難というなら財政シミュレーションで説明すべきではないかお伺いいたします。3点目が保育園の看護師の配置について伺いたいと思います。以上、まず最初の質問でございます。よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

それで私の方から、総体的な6年間の町の財政ということでもありますので、少しお時間をいただきましてご回答させていただきます。それぞれ試算状況につきましては、

この後担当課長等ですねその試算の状況も含めてご回答させていただきたいと思っております。町長として1期目、平成27年から平成31年4年間、そして2期目につきましては令和元年から令和4年度、現在3年目に入っているところでございます。ご承知のように就任した年の平成27年度に第6次の東栄町総合計画策定をさせていただきました。これは、ご存知のように2016年から2025年度までの10年間の基本構想そして基本構想に示した将来の目標を踏まえた分野ごとの施策や主な事業をですね基本計画としてまとめたものでありまして2016年から2020年までですね前期5か年計画でございます。後期5か年計画につきましては昨年度策定をさせて頂いて議会含め町民の方にもですねこの概要等含めてお配りをしたところでございます。実施計画は基本計画に示された分野ごとの施策を実現するために3か年毎にローリング方式でですね見直しをしながらですね事業評価、財政状況を踏まえてですね毎年ローリングをしております。1期目は2016年から2018年、そして2期目が2019年から今年度の2021年度、今年度までとなっております。今年度はですね2022年からの第6次総合計画の後期計画である2025年までの残り4年間の計画を立てているところでございます。この実施計画につきましては、施策を具体化するための事業概要そして事業実施年度及び財源内訳を年度毎に示させて頂いておりこれに基づきまして年度予算を編成してですね議会で諮りお認めをいただきこの事業を執行しているところでございます。従いまして私の就任後は今まで申し上げました通りこの計画に基づいて事業を進めてきたところです。ご承知のように議会には毎年当初予算、必要に応じて補正予算を編成して審議を頂き執行をしております。そして執行後はですね決算状況を議会に報告してその都度財政状況を踏まえご報告しご審議の上認定をしていただいております。これが毎年今ご回答させていただいたような流れで予算、決算の状況を報告しておりますが、現状をお尋ね頂いておりますので先程言いましたように6年度までということの状況ですが、東栄町は深刻な人口減少、過疎化が継続しております。ご承知のように人口も3月末で3000人を切った状況となっております。また税収もですね今年度予算では3億円を割ってきております。自主財源は年々減少し依存財源が全体の65%を占めており、その中でも地方交付税に依存する構造となっております。従いまして独自事業の展開は非常に苦しい状況でありますし、そうした中で人口減少のですね抑制に向けて移住定住施策等に係る各種支援制度を整備するなどして持続可能な地域づくりに取り組んでいるところでございます。しかしながら近年の東栄病院、そして東栄医療センターとなった、診療所となりましたが、この赤字補てんにかかる繰出金を始め北設情報ネットワークの運営、そしてゴミ処理等にかかる一部事務組合及び広域消防運営の支出また町有資産のですね指定管理料等の負担増によりまして経常経費に対するですね支出が増加傾向にあります。本町の財政運営は注意が必要とされているところでございます。また平成25年度以降に実施をしました東栄小学校の建設そして給食センター、健康の館などの大型事業に係る地方債の元利償還金

が本格化してきております。行政経費支出から財政支出を差し引いた償還後の行政収支は直近4年において東栄病院特別会計廃止に伴う精算金のあった令和元年度を除き赤字となっている状況でございます。町債の起債の償還については、今後計画をしています事業を含めて令和6年度がピークとなり、それ以降は減少に転じて令和11年度以降は3億円程度になるという試算を立てておるところでございます。さらにそうした借入はですねご承知のように過疎、辺地、緊急防災減災事業債といった交付税算入率の高いものしか充てておりませんので実際には町が負担する額はさらに少なくなり実質公債比率などの財政健全化の指標もですねピークの年までは上がってまいります但し注意が必要な数値にはならないというふうに見込んでおるところでございます。そうした中で本年度新医療センター（仮称）建設事業を予定しておりますが、建設財源等は議員もご承知のように過去からの積立金そして借入れは過疎債、それから補助金など充当できる見通しとなっております、このこと自体は今後の財政運営に少なからず影響を与えるとは思いますが問題はないというふうに考えております。3月議会で議員の皆様へ配付しました財務省の資料が示す通り、今後は移住定住施策を通じて人口減少の抑制に取り組み公共施設の適正化へですね病院事業への繰出金の抑制などによりまして行政経常収支の改善を進めて持続可能なですね財政運営を確立しなければならないというふうに考えております。特にその中にありますように病院事業への繰出金については医業利益の赤字幅が拡大しこれに伴う赤字補てんのために平成28年度以降年間2億5000万から2億7000万を支出しておるところでございます。診療所になっても以降もですね2億7000万から2億3000円を繰り出している状況であります。依然としてその額は多額となっておりますが、一方で入院患者数の減少やですね規模の縮小よりまして医療センターの運営に対する交付税の算入額は年々減少してきております。従いまして、この地域で安定的に継続できる仕組みをですねしっかり確立をして以前お示しをさせていただきました収支計画の通り1億円程の繰入れで運営ができるよう今後もしっかり進めてまいりたいと思っております。以上です。

（「はい」の声あり）

議長（原田安生君）

一括だもんで先に答弁になります。

4番（山本典式君）

15分以内じゃないですか。質疑は答弁や何かも含めて15分以内じゃないですか。最初は。

議長（原田安生君）

一括質疑方式ですから。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

総務課長です。私からは2番目の質問と3番目の質問についてご回答させていただきます。2番目の町長の発言に、「税収は年間わずか3億円」、この回答でございますが、人口減少が生じれば税収も減少傾向となって参ります。地方交付税の算定にあっても影響を受けることとなります。以前お示した財政の見通しについても人口減少や税収の減少を勘案し計算しているところでございます。地方交付税につきましても固定費は現状程度、人口について現在のまでの減少分を勘案し減少傾向で計算しお示ししています。町税につきましても近年の動向を見て試算しており年2%弱減少していく見込みでございます。しかし地方交付税につきましても過疎地域に配慮された新たな算定科目が追加されたり減少一点張りというわけではございません。確実な見通しは難しい状態でございますが、現在の見通しでは今後も現状と同様な財政状況のまま推移していくものと考えております。続きまして3番目の公共施設等総合管理計画関連の質問でございます。令和3年3月に個別施設計画を策定した際に固定資産台帳をもとに将来更新にかかる費用の積算を行いました。令和37年までに約192億円、毎年5.2億円の更新費用が必要との結果になりました。しかし、東栄町が施設にかかる投資的経費の実際の平均は年間約2.1億円であります。5.2億円から2.1億円を差し引きますと毎年3.1億円の不足が生じることとなります。ことから財政状況を考慮しながら優先順位をつけ計画的に施設改修や解体等を行っていく必要がございます。また個別計画ではより具体的な計画にするため各施設令和8年までの管理方針を設定させていただきました。そのうち現状維持が106施設、長寿命化が20施設、移譲が3施設、廃止（除却）が12施設となっております。財政状況と人口推移の両面から施設の総量を考察しますと今後公共施設の総量を一定程度削減しなければ将来的に大きな財政負担となってまいります。ここでいう削減とは、解体ではなく施設の機能を廃止し使用禁止、あるいは民間等に移譲することも含まれております。この事業を推進するための財源としては起債が主なものと考えていますが、建替、統合、長寿命化は起債の対象となりますが、除却・解体は一般財源が主となります。また具体的に解体日程が決まっている施設はございません。施設の状況にもよりますが機能を停止してから財源を確保し解体していくこととなります。私からは以上です。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

次に医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

私からは2新東栄医療センター運営についての2つの質問にお答えさせていただきます。初めに「令和4年度予定している医療を行う限り赤字の解消は困難である」等の答弁と「赤字縮小や解消を目指すとすればさらに診療科目を選択することになり医療サービスの低下につながることを覚悟する必要があります」の回答が配慮に欠けた言葉ではないかとの質問でございますが、令和3年3月議会で赤字解消の質問させていただいた際、予定の医療を行う限り赤字の解消は困難であるとお答えさせていただきました。令和4年度予定している医療体制と収支の試算につきましては、昨年10月28日に議会全員協議会で説明させていただきました。現在行っている東栄医療センターと下川診療所の外来診療機能と各種検診、予防接種などを行うことを前提として考えております。当然経費削減などの努力は継続した上でも試算以上に赤字を縮小するとなればいずれかの診療機能を廃止または縮小するしかないということを申し上げたものでございます。次に赤字解消が困難というのが財政シミュレーションで説明するべきではないかの質問ですが、先ほども申し上げました令和4年度の試算が現時点における医療センターに係る財政シミュレーションとお考え頂きたいと思っております。一つ誤解のないように申し上げますが当然患者数、診療収入それらに必要な経費、マンパワーに要する人件費などは変動する可能性がありますのでご承知おきください。以上でございます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、私からは保育園への看護師の配置についてお答えしたいと思います。一般的にはあまり知られておりませんが厚生労働省からは出来る限り保育園に看護師を配置するように促されておりますし、また保育園では1名に限って看護師を保育士としてカウントできる旨の決まりもございます。特に病気や怪我の症状を訴えられない乳幼児の状況を保護者に伝えたり、アレルギーを持った子の食事の介助など保護者だけでなく保育園で働く職員にとっても強い味方となっております。保育園において看護師が専門職としての能力を発揮することにより保育士は安心して保育に専念でき、質の高い保育につながることを期待できますし看護師と保育士が互いの専門性を発揮しながら保護者に対する育児支援を行っていくことができると考えています。以上です。

議長（原田安生君）

はい、執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして、再質問はございますか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（山本典式君）

再質問いたします。まず初めにですけども、町長が最初の議会で所信表明として述べた、町政における基本姿勢についてこういうふうに話しておるわけでございます。1点目は、「公平、公正な町政の推進を基本に人々の心が通い合うあったかい町を町民の皆様と争うことなく全員参加で築くことが夢でありそのことに全力を傾聴する覚悟です」と、こういうお話がありました。2点目は、「町民の皆様の幸せを実現することが行政の最大の使命です。私はこれからの4年間、町民の皆様の期待に応えるべく、また約束したことは着実に実現して参ります」と。これは私が読んだ後ですけども町政の基本姿勢に相応しい言葉だなあと私はこういうふうに思っております。後はおのずから実践、努力あるのみだというふうに感じました。これに対するちょっと考えをお聞きしたいと思いますが、時間の都合でよろしいんですが、町長になった時の最初こういうことを所信表明で言ったってことです。覚えといてください。それから次の質問に移りたいと思います。町長は、これまでの任期の前半を町の財政は危機的状況だと訴え続けてきましたが、後半は百八十度転換をして財政危機の訴えを忘れたかのように保育園建設始め23億円近い大型建設追加事業の着手実施をするに至りました。結論から申し上げますと町長は立候補した当時、将来税収3億円の町が4億円の借金を5年後に返済するようになる。これは財政危機に直面すると、また待ったなしの財政健全化などを訴え続け早急に財政健全化を図ります。改革は財政の健全化から始めますと明言しております。その5年後というのが町長忘れておるようでございますが今年度から始まるわけです。今年度から4億の借金返済に入ってくわけです。そうすると町長が訴えてきたことが本当だとすれば現状は今年度は財政危機に陥ってる時であります。だから現状は、この事に触れて当然だと思いますがそういう発言は確か今無かったと思います。ここで伺いたいのが財政危機に直面すると言った確かな根拠があるのですか。ただ訴えてみただけだということではないと思いますが明確な答弁をお願いしたいと思います。簡単明瞭にお願いします。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほど冒頭にお答えさせていただいたとおりと思います。その中で計画を立ち、その中で財政シミュレーションをさせていただいた。だからこのままの状態が続ければですよ、破綻の状況になるということをご説明をさせて頂いたと思います。従いまして1期目の状況、そして2期目に入った状況、これをやらなきゃいけないという状況の中でご説明させていただいた。財務省からのものを山本議員にもお配りをしたかと思いますが、調査をされて我々の町のですよ財政状況をその時に先ほど私が申しましたように課題はあるわけです、東栄町にとっては。医療センターへの繰出金の問題、そして北設情報ネットワークに係る運営、ゴミ処理そして広域消防に係る運営費の支出それから先程言いましたように町有施設の指定管理料の負担増によるこの経常経費をですね何もしないまま支出をしてけば当然膨れ上がるわけです。従いまして、我々はその計画を立ち全体の10年計画、前期、後期の計画を立ててですよ山本議員も行政経験者ですのでその状況知つとるかと思いますが、その中で年度計画を立つんじゃないですか。そしてシミュレーションをし議会にお諮りをし予算を立ち執行させていただいた。決算をお認めいただくという状況で進めておるんじゃないでしょうか。よろしくをお願いします。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

まだこの後、先続けますので今の町長の答弁については聞いておきます。次に私が引き続き言いたいのが、2007年に夕張市が財政破綻しました。その際、国はの地方健全化法を整備し粉飾決算を隠蔽できないような形に4つの指標を設けましたけども、これはご存知のように財政が悪化する前に早めに対策がとれるようになっておるわけでございます。ちなみに私もこれに従って当時の決算書見ました。適正でした、確認したところ。適正なのになぜ財政破綻するんだ、財政破綻するとか危機的な体制になるんだということを訴え続けてきたかっていうものを一つの疑問に思っておるわけです。もう一つは昨年ですね東海財務局による財政状況の検査があったわけですが、これも町長が個別には私的に言ったんですけども全体の中で財政の危機的状況があるっていうような指摘は何もなかったと思うんです。議会でもそういう報告はなかった。そういうことを考えるとこれはちょっとまだ行き過ぎた発言かも分かりませんが以上のことからすると毎年度の決算書からするともう異常な数値はなく、また上級機関の検査からも財政面の危機的状況とする指摘もございません。そう

すると町長自身が独断で財政危機状況を作り出した作爲的なものがあったんじゃないかと、こういうこと思われても仕方ないじゃないですか。そこら辺どうですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

非常に残念に思いますが、財務状況の把握結果によってですよ元年度は債務の償還能力についてもやや注意、資金繰りもやや注意でした。今後の見通しの令和5年度についてですよ償還能力については問題ない。そして資金繰り状況問題ないというふう
に財務局やっていますが、これは我々が進めてきた施策によっての話です。だから一番問題になります、先ほど何度も言いますように病院への繰出しの問題等々含めてその改善をしない限りですよそのものについて当然財政は先程何度も言いますように人口減少による税収の減等含めて我々が単独でその施策を進めるには難しいわけがありますだからこそ年度年度施策の中でそれぞれですよ取り組みをしながら進めておるんじゃないですか。そのことを理解いただきたいと思います。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

今の答弁も同じくこの場では質問しませんけども。ただですね公の人間が町長としての人間が何で決算書に基づいた訴えですか危機的な状況というなら決算書もこういう数値が上がってるんだということをもとに何で財政危機的な財政を訴えないのかということです。というのは私は続いてありますけどもこういうチラシを出してるんですよ。町長の後援会が配布したチラシの中に町長の財政についての見解が述べられておる訳です。こういうことです、東栄町財政悪化の危機というタイトルの中で平成32年度からこれちょっと間違ってるけど32年度から町で3億円のところ4億円の借金返済が3年続きます。これは過去にない返済額、異常事態です。このまま突き進めば本町の財政状況は危機的な状況になりますと書かれておりました、町長覚えがあると思います。この中で私がまず質問したいのは、この財政状況が危機的な状況だということが町長が分かっておったならなぜ平成30年から5億円の保育園を建てたりそれから総額23億円ぐらいになるんですか病院入れると。そういう追加事業は着手実施は不可能であり断念して当然だと思います。しかし、実際は計画通り着手してる

んでしょ。じゃあ前の前半に町長が言った財政危機の訴えっていうのは何を根拠にやったかっていうことですよ。私はそれをすごく疑問に思うんです。町長が訴え続けてきた危機的財政状況は架空の作り話ではなかったのか、これをもっと広げて言うと、じゃあ財政危機っていうものを作ってまで町民の人に不安を掻き立てるような訴えをしてきたかってきたかっていうことですよ。それで蓋を開けてみたら、繰り返しますが 23 億円の今真っ只中ですよ。だから 4 億円の借金返済は先程も町長言ったように 6 年がピークだと聞いていますけども 3 年続きますってここに書いてあるんですけども実際はその 23 億のやったことによってとりあえず、とりあえずの 4 億円の借金が 6、7 年続くわけです。だから極端なこと言うと町長が前半で財政危機を訴えたのは今度の追加事業の 23 億円をやったことによって財政が悪化するという可能性は十分あるわけです。そのことだけ私言っておきます。このチラシに書いてあるように今私言いました。チラシに書いてある、このまま突き進めば危機的財政状況になると、町長自身が言ってるにも関わらず大型の建設追加事業に着手したということは本当は財政危機なんていうことは状況なんてははじめからなかったことじゃないんですか。それを作り上げたってことじゃないんですか。でなきゃ 23 億円もやれるわけないでしょ。そこらへんどうですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

本当に非常に残念であります。我々が先ほどご説明したように計画をもってその中には財政のシミュレーション立ってます。建設にかかる財源は、当然全て単独町費ではないです。起債もあれば当然補助金も頂いてますし基金もあります。そういう状況の中で事業を展開してるんであって、危機的状況というのは何もやらないでそのままの状況で行けば当然そうです先ほど言った通りじゃないですか。何も改革してないわけですから。止めることだけが全てじゃないと思いますね。だから年度年度の計画を立ちそれを執行できるから説明をさせて頂いて事業化して先程言いましたように事業を進めさせていただいておる。じゃあその状況の中で我々が地域づくりをやる中ですよ、非常に残念に思いますが、それぞれの取り組みの中でその危機的状況になってしまう夕張みたいな状況ならできませんこれは。当然そうですが、そういう状況の中で我々は一つずつのですよ施策を進めてきとるわけですから先程冒頭お話ししたことを理解いただけないと質問もちょっと困りますのでよろしく願います。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

そんなこと理解できるわけないでしょ。財政危機を少なからず言ってるっていう根拠がなげにや言えんことでしょ町長として。担当者が言うわけじゃないんですよ。このことによって町民の人がどんだけ惑わされたかという事あるんですよ。私も選挙の時に言われたんですよ。あんた3億円の時に4億払えるか、ということ言われたんですよ実際にですよ。名前言えといえ言いますよ。そういうことの中でどうのこうの言ったってじゃあその財政危機が本当だとすれば23億円の引き続きの大型事業なんてできますか。できないでしょ普通なら財政考えれば。それともう一つは今言うように公共施設の解体だとかこれからあるでしょ、単独町費でしょう。まあそういうこと言うと町長がこういう事言ってるんですよ、「今後の財政の見通しを箱物事業は借金返済や維持管理費などで多額な費用が必要となります。今後、町の財政運営が厳しい時期を迎えることとなります」って町長箱物事業言つとるんですよ。3億円以上の箱物事業なんていらんじゃないかって早くにそういう見解を述べてるんですよ。今もそれを言ってるんですよ。だからそこら辺矛盾してるんじゃないですか。それともう一つは、町長、町税3億円と借金返済の4億円を比較するんですけど何で3億円だって私は思うんですよ。普通なら過疎町村って町税なんて本当に少なく、それだけを考えてみれば何もできない話なんですよ。だから国から交付税が来るんですよ。だから交付税の全体の収入を考えて4億円って払えるような形で予算編成するんでしょう。だけでも今回の場合、チラシになんで3億円と4億円だけ出してやってるんですか元々。明らかにそれは財政危機を証明する為の数字合わせじゃないんですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

事実です。3億と4億は事実ですので。それは認識をしていただきたい。だから4億の公債費もですよ、当然毎年かかる状況は先程言いましたように予算上で説明をさせて頂いてるじゃないですか。起債も我々が今まで来た時にですよ減債基金も積んでおりますし、状況の中で返せなくなった、先ほど言いましたように一般財源は町の単独事業ですよ、我々は山本議員言われるように先程冒頭お話をした通り交付税を頂いた65%依存財源は当然その中での事業展開をします。だから新たな事業として単独でやる事業は今後いわゆる病院等も含めた病院だけじゃないですが、経営改善をしてい

かない限りそのものが成り立たないじゃないですか。税収も当然そうですし高齢化にもなりますし、そのことを説明しておるんですがご理解いただけんでしょうか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

町長としてそういう誤解を招くような数字を使うのはおかしいんじゃないですか。もうチラシの中にそう書いてあるんですよ。3億円と4億円比較して借金が払えないから財政危機、そういうふうにつなぐこと自体私はおかしいと思うんですよ。じゃあその事ずっと書けばいいんじゃないですか。そうやって私は質問されたもので選挙の時に、あったんですよ実際に。だから私はの借金を返済するには先ほど言うように交付税と町税も入れて、例えば25億とか30億の財源があるということを確認の上で予算編成するでしょう、借金返済があつて、早く言えば優先的に予算化せにやいかんもんですよ。もしできなければ減債基金とか基金を取り崩さにやいかんと、そういう手当てをするわけでしょ、だから購入比較だけで財政危機に繋げて町長としてちょっと問題があるんじゃないですか。もうちょっと答弁お願いします。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何度も、回答に困りますが、税収の3億切ったことも事実でありますし、4億円もそうです。事実じゃないですか。数字との間違いはないじゃないですか。当初予算見ただければわかりますし、だから先ほど説明をさせていただいた通り、今後事業重ねていってですよ当然起債もですよ、先程言いましたように交付税参入させていただくのもありますが全て100%じゃないんでそのものについては一般財源を使うわけにありますよ。ですがそういう状況の中で説明させて頂いてるんで、今後税収もですよ新たな自主財源をどっかに求めない限り税収上がらない。ですからそういう状況の中では当然3億を切った状況の中にありますし今後も必然的そういう状況があるという状況の中で先程言いましたように行政の経常経費をどこかで改善してからですねその解決はないということ申し上げたんですが、ご理解頂けんでしょうか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

ですから23億は防災行政無線と保育園と12億ですね、今んとこそれを足すと23億ですよ。町長は箱物については3億円以上のものはどちらかと言うと作るべきでないとそういう構想は必要ないというようなことで進んできたのにそれも前半は財政危、機財政危機って言いながらいつしか5億円の保育園を建てて、さらに12億の新医療センターああいうのも複数の議員が既存の施設を有効活用したらどうだということにも目もくれず、新築できますとそういうことがどうして言えるんですか。ストレートに教えてくださいよ。はっきり言うと、私はもう根拠が無いと思ってるんですよ、町長根拠も無いようなことは、またはっきりしないようなことを町民に財政危機の訴えをして町民を惑わすような発言、チラシを配布してどうするかということ。そういう責任はないんですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

間違ったことをお伝えしてるというふうには思っておりませんし、先程何度も言いましたようにその都度計画を立ててその中でやっておりますので財政的な状況は先程お話をした通り、冒頭お話をさせていただいたとおりでありますのでお願いをいたします。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

これ繰り返しになるのですから、私はこういうチラシの作り方も不自然であるし、だいたい3億円だけを持ち出して4億と比較してそれは明白ですそれはきちんととおる話ならね、だけどそういう数字合わせをしたような事を町民に訴えて、じゃあ予算編成3億円だけでやるんですか。30億ぐらいでやるんでしょう交付税入れて。その中で優先的なものをつけてくんでしょ。そういう予算の仕方なんでしょう。3億円だけを取り上げてできるできんの話じゃないんでしょう。そこおかしいと言うんです

よ。そうすれば 30 億の中で考えれば 4 億払えるんでしょ。今払ってるんでしょ町長 23 億の保育園の起債償還が始まってると思うんですよ、今年か来年ぐらいには。そういうものを入れると 3 年だって町長当時言ったら資料はそうなってると思うんですよ。しかし、23 億の物を追加したことによって 6、7 年に恐らくそれが主な原因だと思うんです。はっきり分かりませんが、6、7 年、令和 8 年か 9 年ごろまで 4 億いくんですよ。それもとりあえずな話で、先ほど言った公共施設の処分ですね例えばこれ交えて一緒に言っちゃいますけど東栄病院、東栄医療センターや何かは借地料だけで 133 万ぐらい払うんですよ、多分そうなってる。ああいうもの既に単独でやらんならんですよ、基本的には。そうするとかなり財政悪化になってくると、それも総務課の方で作ったのが令和 8 年度までこういう計画で行くと、計画通りにやらないと財政を圧迫してくるんですよ。だからそういうことも総たぐれに考えると 23 億円を追加してやることが財政悪化のそれこそ原因になってくる可能性ってあるんですよ。今のところは、令和 8 年か 9 年ごろまでは 4 億いくらかのあれになってるんですけどけど 4 億だって町長言うように財政危機につなげてるんでしょ。そういうこと最後にちょっと財政については最後に町長コメント。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

シミュレーションを前段冒頭お話をした通りありますのでそれを認識して見ていただければ分かると思いますし、もしその状況が理解できなければ、再度またご説明をさせていただきます。以上です。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

理解できにゃ理解できんもんで聞いておるんですよ、質問は。それに対するの答弁がほしいと思っておるんですよ。まあ時間ちょっと時間の都合で止めますけど。東栄医療センターの運営についてですけども、先程担当者の方からお答えあったんですけど、私は町長は私の言う事も担当者の言う事も同じだと、だから担当者に答弁してもらいますって前回言ったと思うんですけども、担当者に聞いて私質問作ってるんですから町長言うのが当然じゃないですか。いいですけどもう一回聞きますけど、何度も言い

ますけど。町長が無床診療所にしたというのは、決断したというのは東栄医療センターの赤字なんですよ。その赤字の縮小、解消が困難と言って断念し、その責任を患者の皆さんに転嫁するっていうのは論外じゃないですか、本末転倒じゃないですか。それとそこにある覚悟が必要ってこの文章表現っていうのか字句ってどいらいきついですよね。覚悟が必要ってそういうこと、患者様という時代に、覚悟が必要です医療サービスの低下につながりますそういう前に何でそう言うなら町長は 12 億円もするような医療センターは一銭も削らずにそういう運営面での赤字についてはあんだ方の医療サービスを低下させますよっていうようなこと言うんですか。町長、教えてください。

議長（原田安生君）

質問をもうちょっと明確に。

4 番（山本典式君）

明確にって、これ以上明確にないでしょ。私は医療サービスを低下させてまで赤字解消がならんて言うならそんな 12 億円の建物を一銭も減額する、じゃあ既存の施設を活用してみるかとかそういう全然そういう方向考えないで医療サービスを低下するとさせるとそういうことは覚悟しといてくださいってそれは逆じゃないですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

現状の認識をしていただきたいと思います。その状況の中で我々はその今のですよ新医療センターと保健福祉センターの建設に向かっとなるわけではないですか。そういう状況の中で今までも何度もご説明させていただいた通り基本設計、基本構想の中でその状況を作らせて頂き、現状も今議会の冒頭のですね私の行政報告でさせていただいた通り入院もですよ 1 日平均 4 人という状況ですし収支の状況もご説明した通りだと思います。それからそこで働いてるスタッフの問題もそうですが、トータルで話でありますのでよろしくお願いします。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

堂々巡りですので次に移りますけど、もう一つは、前回令和4年度の収支試算表と
いうのを比較を出してもらったんですね。その時に説明はセンター事務長の方からあ
ったんですけど実質1億3千万以上の赤字改善となると説明したにも関わらず一転
して赤字の縮小、解消はできませんとの答弁ってそりゃ納得できないですよ。その時
に私が言うように何で財政シミュレーションを出してそういう説明をしないか。前
には1億3000万も赤字解消になるって言っついて、今度は赤字縮小も解消も出来ませ
んってその赤字縮小の解消できんのは患者の医療低下にも繋がりますよってそうい
うような結びつきっておかしいんじゃないですか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

そのお答えにつきましては、2億数千万円の赤字額から1億3000万円程度の解消
させて頂いて1億1000万円程度という答えをさせて頂いたものだと思ってます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4 番（山本典式君）

そうじゃないでしょ、私の言うのは、2億3000万円が1億3000万円改善されたっ
て言うんでしょ。だから、私はいっぺんに無床診療所になっても赤字が出るって
事にはならないと思うんですよ。はっきり言って。赤字を全部解消するということ
にはならないんだと思うんですけども、1億実質1億3000万円1年間のあれを収支予
算表作ってやってみて改善できるって言うならそれをもとに随時東栄医療センター
が続く限りはその解消に努力すべきじゃないんですかって私はそれを言いたいんで
すよ。だから今のあれはそういう回答、またちょっと頭の中にインプットしといてく
ださい。私はそれを言うんです。いいです。私、次の看護師の配置ですねそれにつ
いてちょっと私の質問っていうよりも私のお話をしたいと思います。今回の保育園に
看護師を配置したことで素直に私が思ったことなんですけど、結論的に言って医師体制の面
で看護師不足とならなければ保護者の皆さんも安心して良いとは思いますが、一方
例えば人工透析などはスタッフ不足で中止となってしまいました。町長は自分勝手な
理由を並べて頑として国に出向こうと、出向くことはありませんでした。スタッフ不

足の解消の努力義務ありません。それでいて町長の所信表明の言葉には先ほど冒頭に私が言いましたけど、公平公正な町政の推進を基本に実施するとの発言がありますが、この双方の対応についてどこが公平公正な対応と言えるんですか私はそれを伺いたいと思います。もう一つは最後に私が言いたいのは冒頭言いましたが最後の締め言葉に約束したことは着実に実現しますとの発言、この所信表明も全く何も公約を果たさずに終わってしまうということになれば私は大変残念であり失望しました。とにかく答弁は結構ですけども、私が保育園の配置について言いたかったのは、同じような公平公正なバランスを取った町政をやるなら一方は国へも出かけないと頑としてだけ保育園は厚労省の関係もあるとは言ったもんですから納得できるんですけども、できるんですけどもそっちはもう知らん、はっきり言って知らん間に配置しとったと、それは私は否定しませんよ。そういう素早い迅速な対応ができるなら人工透析だって国へ出向いたらどうかとそれが公平公正な町政をやっているといえるかと、いうこと私は言いたかったんです。結構です。

----- 3 番 伊藤真千子 議員 -----

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので再開をいたします。次に 3 番伊藤真千子君の質問を許します。

（「議長、3 番」の声あり）

はい、3 番伊藤真千子君。

3 番（伊藤真千子君）

3 番伊藤真千子です。議長のお許しを頂きましたので一問一答方式で質問させていただきます。6 地区が合併し東栄町となり 66 年を迎え現町長を含め 9 名の方が東栄町の発展、未来、人口減少対策などを念頭に東栄町を守ってきました。人口も 11700 人から 3000 人を切っている状況の中で医師確保の仕方またどうして医師確保ができないのか救急受入、入院、透析がどうして中止になったのか今後再開するのか、医師が減った理由、東栄医療センター（仮称）に関する事、町長は欠席されたと言われている医師確保協議会に関する事などの説明を執行部から受けましたが今一度確認を行い住民の皆様に理解していただき、今後同じ質問が提出されないように改めて質問させていただきます。今回なぜこのような質問を提出したかと申しますと、リコール署名をされた方が私に「このままだと医者不足で病院がなくなる、病院がなくなってしまうのは困る」ので署名した。「町は医者不足、医者不足と言っているだけで何もやっていない。ただ新しい病院を作るだけで入院もできん」「他の病院から退院してきても不安なので少しの間だけでも東栄病院に入院させて欲しい」「署名すれば

入院施設ができる」と言ったので署名した。「署名すれば医者を連れてくると言った」「役場また町長は医師不足と言っているだけで医師確保を本当にしているのかさっぱり分からん」などこのようなことを言われ、あまりにも町の現状を理解していない言葉に驚きました。今まで何回となく広報とうえいに記載したりチラシの配布を行ったり、昨年はコロナ感染拡大防止対策で三密、外出自粛となり地域説明会を取りやめ花祭会館で行政報告会を行い住民への周知、情報提供をしてきました。まだ理解してもらえないのはとても残念だと思います。今回のリコール署名からの皆様の意見を伺うと、住民の誤解と意見交換会不足、執行部からの情報発信、周知方法に問題があるのではないかと思います。住民にとって医療、介護、福祉はとても大きな問題であり、ましてや診療所、病院が無くなるなんて言えばもっと大きな問題です、現在コロナワクチン接種に医療従事者が一丸となって取り組んでいただいておりますが、このままだと今まで頑張ってきたことが全て無駄になってしまう恐れがあると思ひあえて質問させていただきます。質問1、町や診療所では医師または医療従事者の確保を今までどのように行ってきたのか、また行った結果の実績、医師確保するためにはどのような方法があるか伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

今まで医師確保した活動内容と実績または方法でございますが、医師を確保する方法は、県にお願いし医師を派遣していただく方法、その他、医科大学の医局にお願いする方法、他の医療機関にお願いする方法、独自採用する方法などが考えられます。現実的には独自採用は本町のようなへき地の医療機関に赴任いただける方はいないのが現状でございます。従って県へお願いし自治医大卒の医師を県から派遣していただくのが一番確実な方法で、今までも派遣いただいております現副センター長につきましては県からの派遣でございます。また浜松医科大学からは、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科の医師の派遣、新城市民病院からは精神科、当直医師の派遣などを、豊橋ハートセンターからは循環器内科の医師を派遣いただくなどお願いした結果、継続して診療に来て頂いております。また平成22年4月から平成30年4月まで県にお願いしたことにより愛知県のへき地医師確保の一環として名古屋第一、第二赤十字病院から常勤換算で1名の派遣をいただいております。県派遣医師についても愛知県で派遣できる人材に限りがあり必要度を判断し派遣していただいている現状でございます。県地域枠医師についても制度上は派遣いただける仕組みになってはいますが医師本人の希望

も配慮されることや県下の公立、公的医療機関への派遣の優先順位が 19 位となっていることから医師の派遣はなかなか難しいと考えられます。以上です。

（「議長、3 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3 番。

3 番（伊藤真千子君）

医師派遣はとても大変であり、色々な問題もありますが、町独自採用、東栄町住民の方、また住民であった方が現在各地方で医師として活躍したり、医大に通っている方も見えます。その方たちに「東栄医療センター（仮称）に来てほしい」などと声を必要と思いますが声かけはしてありますか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

今現在におきましては常勤していただいている医師また県派遣の医師、その他浜松医科大学はじめ他院より派遣いただいている先生方により東栄医療センターの診療科については賄えている状況でございますのであえてそのようなお声かけはしていないのが現状です。ですが今後です医療センターにおいて医師不足が起こった場合につきましては医療センター側が必要とする診療科目また専門また専攻される科目がですね同じものであるという東栄町出身の医師又は医大生の方がお見えになったらお声がけするようなことも考えられます。以上です。

（「議長、3 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3 番。

3 番（伊藤真千子君）

声かけはとても必要だと思います。声かけていただければ来なくても来ていただけても来て必要なことだと思いますのでぜひお声かけをお願いします。次に医師の確保ができれば救急受入、入院、透析が再開できると多くの住民が思っています。本当に実施するのか、また実施できるのか伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

救急、入院、透析の話でございますが、医師の確保が困難なことは今申し上げたとおりでございます。仮に必要な医師数が確保できたとしても、救急を担当する看護師、技師、看護師、事務職も必要です。入院についても看護師の数は必須です。人工透析についても技師、看護師が必要になります。従って仮に医師だけが確保できても行うことは困難です。また経営上も救急医療は対応する医師、看護師、技師、事務職員等の人件費や必要な医療機器、機材などの支出に対して多くを見込めない件数それも当院受診時に二次救急が必要と判断された患者さんは他院に搬送されることになり当院においては一次救急のわずかな診療報酬の収入のみといったことを考えれば当然不採算部門となります。また入院についても同様に人件費等の支出と数少ない患者さんの診療報酬収入を見れば多額の赤字となることは必至で、こうした赤字は町財政まで圧迫することを考えると実施はできないと思っております。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

次に救急受入、入院、透析などが中止となった理由を伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

入院、救急、入院、透析の中止の理由ですが、救急につきましては平成26年4月から夜間の受入制限を行ってきました。その後、平成31年4月から診療所化に伴い救急の受入を中止しております。従事する医師の確保、看護師などの確保ができないことが原因でございます。入院については、東栄町地域包括ケア推進計画、これは「第8期高齢者福祉計画」の一部として平成30年3月に策定され同年12月に一部修正された「東栄医療センター等施設整備基本構想・基本計画」により医師、看護師不足、入院患者数の減それに伴う収支の悪化で廃止を決定したものでございます。人工透析

については新医療センターでも行う計画になっていましたが、担当する医師、看護師、技師の確保ができないことから継続的に安全に行えないと判断して中止の決定をさせて頂いたものでございます。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

次に数年前まで7名の正規医師がいましたが現在3名となっています。なっていると言われた。3名となった理由を伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

正規の医師が7名とのお話でございますが、平成21年度7名の常勤医師がいました。その後、22年度から27年度が6名、28年度から30年度が5名、そして現在が3名となっています。医師数減の問題につきましては人口の減とともに患者数が減ったことが主ございまして、平成22年度には一般病床40床、老健29床の体制をとっていたものの28年度に老健の廃止、更には19床の診療所化といった状況から日赤の医師派遣の廃止、県これ自治医大の卒業生の者ですがの派遣医師数の減、そして常勤医が非常勤、非常勤となったことにより減少しております。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

確認です。救急受入、入院、透析に関しては医療従事者不足と財政逼迫などの理由で中止であり今後の実施は今のところ考えていない。また7名であった常勤医が人口減少とともに患者数が減ったことで老健29床が廃止となり、さらに診療所化と共に一般病床が40床から19床になったため日赤の医師派遣が廃止、県自治医大の派遣医師数の減また常勤医が非常勤医となり現在3名の常勤医ということによろしいですか

〔議長、医療センター事務長〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

議員のおっしゃるとおりです。

〔議長、3番〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

次に東栄医療センター仮称の建設後も医師確保を行う考えはありますか伺います。

〔議長、医療センター事務長〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

東栄医療センター建設後は在宅療養支援診療所として24時間の連絡体制を設ける予定となっております。医師については最低2人、できれば3名の常勤医は確保したいと考えております。また非常勤医の医師についてはこれまでのように派遣元の医療機関へ直接出向いての医師派遣依頼を継続的に行うことで現在と同じように確保が出来る様努力していきたいと思っております。以上です。

〔議長、3番〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

今後はもっと医師確保は難しくなると考えられますので現在の医師に長くいてもらえるように、また医師派遣依頼も継続的に行い住民が不安にならない医師確保計画に期待します。次に昨年からのコロナ禍で思うように実施できない東栄医療センター（仮称）について住民に理解していただくためにも説明会を実施すべきと思います。執行部の考えを伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

東栄医療センターについては実施設計も終了し契約事務の段階に入っております。従いまして東栄医療センターの建設が完了した後の医療、保健、福祉の連携などについて住民の皆さんの意見もお聞きできるような説明会等を行っていきたいと考えております。開催の期日などは新型コロナウイルス感染症の状況ですとか町内の新型コロナワクチン接種状況を勘案して決めてまいりたいと思っております。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

住民が一番気になっていることです。コロナ禍で三密、自粛と言われていますがワクチン接種も進んでいますので住民の誤解のないような説明会と意見交換会をぜひ実施してください。次に町長が東栄町は医師不足なので医師が欲しいと言うべき愛知県地域医療対策協議会に欠席されたと言われていた協議会について伺います。この質問も住民から「どうして欠席したのか行っていけば医師確保ができ、救急受入、入院、透析が中止にならなかったのではないか」と言われています。町長はしっかり説明をすべきと思いますが初めに愛知県地域医療対策協議会の設置目的を伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

愛知県の地域医療対策協議会の設置目的でございます。この協議会の始まりは平成26年6月に国が定めた地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づき平成27年4月に愛知県地域医療支援センター運営委員会が設置され、委員は知事が委嘱し任期は2年でした。その後、医療法が改正されまして平成31年4月から愛知県地域医療対策協議会に改められ、委員は知事が辞職し任期は2年同じく2年です。この協議会の目的は、医療法に基づき県下の

医師の確保を達成するための手立てを協議することを目的とした会議でございます。
以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

次に町長は、東栄町は医師不足などで医師が欲しいと言うべき会議に欠席されたと言われていますが本当に医師が欲しいと言うべき会議だったのか、またどうして欠席されたのか説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

この会議ですけれども、先ほど申し上げたとおり目的が県下の医師の確保を達成するための手立てを協議することを目的とした会議で、町長は県の町村会の代表として委員に委嘱されておりましたので東栄町に医師が欲しいというような場ではありません。また委員の任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間で令和元年8月は委員の任期を終えていたため出席しなかったものです。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

私は、愛知県地域医療対策協議会事務局に村上孝治は委員だったのか、また医師が欲しいと主張する会議だったのか確認しました。県は委嘱状を出したと言われましたが町村会や町に委嘱状が届いておらず県は出した町村会、町には届いていないと双方の話が食い違っていてはつきりした回答は分かりませんでした。町村会からは平成31年4月1日は委員でなかったと言われました。その後町村会から県の指示で辞職届を出すように言われ令和元年10月21日に町村会を通じ県に辞職届を提出、令和2年2月9日に県から辞職届を受け付けたと報告をもらいました。その結果、この協議会の任期が2年ということで平成29年4月1日から平成31年3月31日で任期2年

を終え31年4月1日は委員ではないので令和元年8月28日の第1回の会議に町長が出席する必要がない協議会であったことを確認しました。また医師が欲しいと主張する会議だったかに対して県から都道府県単位で医師確保計画を策定、県内の医師、医師不足の状況などの把握、分析、医師不足病院の医師確保の支援などを行い、医師の偏在、偏りを解消する目的であり、医師確保を主張する会議ではないと回答をいただきました。この質問も住民への説明不足と誤解が招いたものだと判断しました。次に令和2年2月5日の第3回愛知県地域医療対策協議会では、国の医師偏在指数、偏り指数を踏まえ、医師確保計画案が議決されています。議決された県の医師確保計画の内容を伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

愛知県の医師確保計画の内容ですけれども、国が算出した医師偏在、偏り指数を踏まえ県が出した結果、県内で医師を必要としている地域枠医師派遣先医療機関は県内で20箇所あり東栄医療センターは優先順位19番目となっております。また東栄町が属します東三河北部医療圏の標準医師数は62名と算出されております。現在、東三河北部医療圏に医師が68名いるため人数的には医師数は足りていることとなりますけれども県は医師少数区域と認定をしております。また、現在の医師数68名を目標医師数としております。ただしこの計画は令和2年度から令和5年度までの4年間の計画で今後は3年ごとで計画の実績、達成を積み重ね令和18年度までに医師の偏在を是正する長期的なものですので今後どのように変わるか今のところ分かっておりません。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

県は東三河北部医療圏は、医師少数区域と認定しています。議事録を読みますと出席した協議会委員から「今後へき地医療あるいは地域医療に対して新しい仕組みづくり、今までと違った事業を考案してほしい」と要望も出ているようです。見直しは4年または3年ごとでありますので今後のへき地医療また地域医療計画に期待します。次に平成29年から始めた地域多機能拠点施設おいでん家について伺います。高齢者

の居場所づくり、高齢者が一日ゆっくりと過ごせる場所の確保、また高齢者だけでなく地域住民の生きがいづくり、健康づくり、世代交流の場となるよう町内 12 カ所で始めた事業ですが、昨年からのコロナ感染拡大防止対策、三密、自粛などの理由から 2 箇所の地区が休止、1 箇所が 5 月から中止、また時間短縮している地区もあります。参加者からは「1 週間に 1 回の楽しみだ、みんなと話ができて元気をもらっている」「コロナで中止になってしまったのでつまらん」「一人だと話すこともないし運動することもない笑うこともないのでおいでん家に行きたい」などの声を聞きます。今後のおいでん家の運営方針と活動計画を伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

おいでん家の今後の活動でありますけども現在コロナ禍でございますので感染対策を継続して行いながらの開催となります。感染症の影響で住民の外出機会が減っている中で地域住民への声かけなどを行いながら参加できない人への見守り活動等を通じて地域にとってのおいでん家となるよう今後も目指していきたいと考えております。

（「議長、3 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3 番。

3 番（伊藤真千子君）

緊急事態宣言や蔓延防止対策解除後は従来の活動に戻ると理解してよろしいですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

緊急事態宣言解除後につきましても感染状況等踏まえながら感染対策を実施して本当にあの午前中 2 時間、午後 2 時間とかになるかもしれませんけども感染対策そして支援員の意向も踏まえながら考えていきたいと思っております。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

次に支援員不足で活動ができない地区や他の地区から支援員が応援している地区、参加者と同じくらいの年齢の方が支援員を行っている地区など様々あります。今後の支援員確保をどのように考えているのか伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

支援員の確保は、議員おっしゃる通り課題となっております。支援員の募集につきましたとうえいチャンネル等を活用して継続して行なっていきたいと思います。また現在の支援員の方に対しても他地区で支援員として携わって頂いていただいたりしております。人手不足の中でも継続して運営ができるよう検討をしてきたいと考えております。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

再質問です。支援員ボランティアまたキャリアスクールプロジェクトの一環として中学校の生徒にお願いする考えはないか伺います。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

中学生の力をおいでん家に活用する意向があるかとお尋ねでございます。教育方針にお示しいたしました通り東栄町では保育園から中学校卒業までの子どもたちの

成長について町民みんなで理解をして同じ気持ちで次の世代の東栄町民を育てることを目指しております。そのため広く町民の皆さんに学校の様子を知っていただくこと、子供たちに接していただくこと学校教育に参画していただくという方法を模索しております。4月末には地域連携教育情報交換会を開催を致し様々な団体の皆さんと学校教育の関わりの可能性を話し合ったところがございます。議員ご指摘のおいでん家への協力の件は学校に集まっていたのが困難な皆さんと中学生が触れ合う場として大変有効なものだと考えます。また、中学生が町民としての役割を自覚する場にもなり教育的な意義も大変大きいものと考えております。ただ議員ご承知のように小中学生の学校での時間というのは細かく割り振られておまして学校や学年全体でこうした活動に取り組む余裕がないというのも実情でございます。特に中学生は休日も部活動があったりして十分な時間が取れないというのが現状でございます。こうした状況をご理解いただいた上で希望する生徒が休日や祝日などで余裕がある時に個人あるいは仲間とボランティアでおいでん家に出向いて活動することなど働きかけることは可能であると思えます。地域社会の一員としての自覚を育て、力を合わせて生きようとする思いを育てるための一つの活動として働きかけてまいりたいと考えております。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

町内でも三世代で生活してる世帯は少なく、高齢者とふれあい地域に溶け込むことはお互いのメリットと考えます。先生と生徒の負担のない方法、計画を期待します。次に活動中止、休止となっている施設の電気代、ガス代、電話代の支払い、またテレビ、エアコン、絨毯、椅子などの開設した時に設置した備品などの今後の対応を伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

今のご質問に対してですけれども、昨年度各区長と協議をしまして今年度からおいでん家の施設使用料は1回の使用につき1000円という形で全地区統一をしております。開催しない場合は、電気、ガス、水道等の費用は地区で負担していただく形となりま

す。長期間休止の場合のおいでん家事業で購入した備品につきましては、地区の意向を確認しながら判断を行っていきたいと思います。地区で必要ということであれば備品を地区に譲渡し継続して地区で使用していただければと考えております。必要がない備品につきましては撤去させて頂いております。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

中止している地区の電話代とかは支払っていただいているということですが、今後、電話仮設料やテレビ受信料、情報ネット使用料などおいでん家事業を開設にあたり新たに発生した地区や元々あった地区もあり役場はお金を支払ったり支払わなかったりしてますが、今後全て地区に負担していただくという考えはないか伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

先ほどもお答えしたように昨年度各区長らと協議をいたしまして今までちょっと支払いの仕方がバラバラだったものをそういった電気、ガス、水道の費用も含めて1回1000円という形で決めさせていただきました。あと情報ネットワークですとかは、各区の意向を聞きまして必要ないという場合は撤去させていただきました。継続して使用するという場合には区で費用を賄っていただくその1回1000円の中から捻出させていただくというようなお話をさせて頂いております。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

当初の目的でもあります高齢者の居場所づくり、高齢者が1日ゆっくりと過ごせる場所の確保、また高齢者だけでなく地域住民の生きがいつくり、健康づくり、世代交流の場となりたとえ2時間でもおいでん家が楽しみだと言っている高齢者が大勢い

ます。毎日楽しく笑って過ごすことのできる計画を今後期待します。今回の質問は、医師確保に町はどのように努力してきたのか、医師確保をするにはどのような方法があるのか、どうして救急受入、入院、透析ができないのか、どうして中止になったのか、医師が7名から3名になった理由、東栄医療センター仮称の住民説明会、町長が協議会に欠席されたと思われた理由、愛知県地域医療対策協議会の内容、国の偏在指数を踏まえ県と協議会関係者が出した愛知県の医師確保計画などの再確認、またおいでん家の今後の対応、計画など確認させていただきました。今後は、このような質問はなく住民からの問いかけもなく、住民の皆様にも十分理解していただいた回答と判断します。また、このまま人口減少が進むと税収が減り、町の財政基盤が弱くなり逼迫し住民の生活を脅かし、今後は脅かす恐れも脅かし医療崩壊無医地区に繋がってしまう恐れを感じます。今後は、地域の住民の誤解のないように意見交換会の実施や情報発信、情報周知の徹底を確約していただき、質問を終わります。

----- 1 番 浅尾もと子 議員 -----

議長（原田安生君）

続けていきます。次に1番浅尾もと子君の質問を許します。

（「議長、1番」の声あり）

1番、浅尾もと子君。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。議長のお許しを得ましたので一括質疑方式で一般質問を行います。マスクを取って質問させていただきます。朝日新聞の昨日付け及び本日付け、ゆれる花の里、東栄町長リコールという連載記事を読みました。前代未聞の町長リコールに至る過程や北設楽郡東栄町の医療過疎の問題点、つまりいかに東三河北部医療圏の医師、看護師が少ないか、新城市民病院ではお産もできずもはや心臓疾患や骨折の救急対応もできない現状にあること、さらに東栄町が他に方法がないと決め込んでいる事など分かりやすく理解できました。本日付けの見出しは、細る地域医療、頼る先も不況であります。私は、この苦境をみんなの知恵と努力で解決していくという問題意識で以下質問いたします。それでは第1問目。東栄町の入院、透析、救急を守るためにです。（1）今年4月1日から5月1日まで1ヶ月間に渡り東栄町をよくする会の請求代表者7人が呼びかけ村上孝治町長の解職請求、リコール署名に取り組みました。署名を集める受任者は、30代から90代まで69人の町民の皆さんが町内を一軒一軒訪問し長く対話を重ねました。文字通り命がけの取り組みでした。私も受任者として署名に取り組みました。署名をする方、ためらう方、断る方、様々ありました。でも町民の皆さんとお話をしますと老々介護や慢性病を抱えた暮らしの大

変さ、少ない年金や将来への不安など切実な声が途切れることなく1時間、2時間、あっという間に過ぎていきました。本当に得難い経験をさせて頂いたと思います。なぜ村上孝治町長のリコールに立ち至ったのでしょうか。理由が書かれた解職請求書には次のように書かれています。1番目を読み上げます。10億円超の無床診療所の建設中止を高齢者が人口の半数に迫る町の5から10年先を考えると事業費11から13億円と言われる無床診療所建設は絶対に止めてほしい。コロナ禍のもと、患者、職員、子供を同一収容する基本設計は撤回してほしい。とうえい保育園5億円、防災無線6億円を進め、これから新庁舎の建設も控えます。村上町長が町長の地位に居続けると東栄町が壊れてしまいます。これを避けるには、村上町長のリコールしかありませんというものでした。町の選挙管理委員会は、5月26日よくする会が提出した署名969人のうち956人を有効と告示しました。町長リコールが成立する第一条件、町の有権者2723人の3分の1つまり908人を超えました。今、956人の署名は縦覧を終え異議申立による再審査中であります。その結果次第では村上町長の解職の是非を問う住民投票へと進むこととなります。私は、今回町民の皆さんは東栄町の歴史に新たなページを刻む大変大きなことを成し遂げたとと思います。普段4年に一度の選挙の秘密投票で町長や議員が選ばれます。しかしこの直接請求制度は時の行政運営が町民との公約を裏切ったり、代表者たちの勝手や独断で行われたり、その結果、住民の福祉に反する場合、町民自らの力で集めた署名で直接町長や議員を変えることを認めた国の制度であります。直接請求の署名は、他の請願署名や秘密投票と異なり法律で定められた縦覧制度で誰が署名したかが分かるハードルが課せられます。5月3日の記者会見で請求代表者の西谷賢治さんは「全有権者の3分の1以上の方が名前の縦覧を恐れることなく勇気を持って署名した。町の入院、透析、救急医療を守りたいという町民の真剣な思いの表れだ」と述べました。同じく代表の伊藤きよ子さんは、「伺った家で自分は書きたいのに世話になっている人から署名はすると言われて眠れないほど悩んでる人もいた、気の毒で署名は諦めて引き下がった。人の考えを支配する罪深さを考えて欲しい。この運動を通して全町民の皆さんが東栄町を愛し、この町で安心して生きていきたいと願っていること、その安心を担保するのが医療だと強く感じた。その上に温かい心の通うまちづくり、賑わうまちづくりが実現できると信じます。」このように述べられました。私は、東栄町並びに北設楽郡の医療を守るために勇気を持って立ち上がった町民の皆さんに心からの敬意を表したいと思います。そして村上町長に伺います。これほど集まったリコール署名の重みを受け止め、診療所建設の中止、大幅な見直しを行うべきだと考えます。町長の認識を伺います。(2)は、東栄医療センターの体制について、令和3年度の機構図によりますと東栄医療センターの業務は全56人で回っています。しかし、前年度と比べますと看護部の職員は8名減、外来5名、入院3名減でありました。令和3年度の医療事業は、入院19床を継続し外来の診療科目も変更ありません。それどころか新型コロナウイルスのワクチン接種

事業が新たに加わることが分かっており、現場の人員を減らせば大変な負荷がかかることになるのではないのでしょうか。なぜ令和3年度看護師など医療スタッフを8名も削減したのか町の認識を伺います。(3) 東栄医療センターの医療体制の再構築についてです。東栄医療センターは、東栄町だけでなく設楽、豊根を含む北設楽郡唯一の入院、透析、救急医療を提供する医療機関でした。私は、北設楽郡医師会は当然のこと豊根村、設楽町、愛知県としっかり協議し医師の確保、医療体制の再構築を図るべきだと考えます。平成26年尾林町政の時代、医師確保のため3町村が協力する北設楽郡医療協議会が発足したことは周知のとおりですが、町長、北設楽郡医師会及び愛知県と医師確保、医療体制についてどんな協議をしているのか具体的に伺います。続いて大きな2番目の質問です。新たな無床診療所の整備計画について(1) 新たな診療所等整備の実施設計は、今年5月末にまとまったという町の答弁が昨日ありました。実施設計を踏まえて建設費及び総事業費つまり設計費、設計監理委託料、医療機器整備費などを含む総額はいくらか。そして建設事業者の選定方法と契約時期を伺います。(2) 町の基本計画と新型コロナウイルスとの関係です。ご承知の通り日本の新型コロナの感染状況は拡大縮小を繰り返し未だ収束しておりません。ワクチン接種が始まっておりますが変異株のウイルスの出現など油断を許しません。そんな中、町は新たな診療所等整備の基本計画で患者、職員、子供を同一施設に収容する複合施設を進めているのであります。リコール署名を集める中で、特に子育て中の保護者から意見をいただいております。私は新型コロナ感染防止の観点から絶対に見直し、分離するべきだと考えております。建物を分離することで感染リスクを減らすことができるからです。しかし町は医療、介護、子育て支援の連携のためだと繰り返してきました。町長に改めて連携とは何か伺います。3点目は町の公共施設について(1) 町は個別施設管理計画を今年3月策定し、スターフォーレストについて民間も含めて移譲を検討と記しました。どのような移譲先を検討しているか伺います。(2) 町の野球場、グラウンド場、東栄ドーム、テニスコートについて町民の使用料の値下げを求めます。町の体育施設の使用料が高い、手軽に使えないと保護者の声が寄せられております。保護者の皆さんは子供の個人練習に付き添えるのは主に夜間だと言います。夜間1時間あたりの使用料はホームページによりますとテニスコートが1660円、野球場が4280円であります。設楽町では、町民ならばテニスコート、体育館、トレーニング室など使用料が一部無料となっており、私は空き時間があればいつでも練習できる環境作りが必要と考えます。町の認識を伺います。4点目は町の防災行政無線について(1) タブレット端末及び戸別受信機それぞれの設置状況を伺います。(2) 町は、3月議会で戸別受信機を受信する設備として受信感度が良くない地域にはデジタル波を中継する設備を再構築する必要があると答弁しました。デジタル波を中継する設備の再構築にかかる費用の概要、町の全世帯に戸別受信機を貸与した場合の見積額を伺います。(3) 6億円のほぼ借金をかけた屋外スピーカー、テレビ配信事業について、町民か

ら聞こえない、町の情報が以前より分からなくなったという声が寄せられています。私は、国が推奨する戸別受信機を少しずつ全戸に配備するべきだと考えますが認識を伺います。5問目は国民健康保険料について（1）令和3年度愛知県の国民健康保険の標準保険料率は令和2年度に引き続き大幅な減額となりました。今、新型コロナの影響で町の自営業者は大変な状況にあります。国保料の引き下げを求めたいが、町の認識を伺います。6問目は新型コロナウイルスワクチンの接種について（1）私は、高齢者、障害者施設で働く職員、高齢者のワクチン接種の送迎にかかるタクシー運転手などへの優先接種が必要だと考えます。介護職員の優先接種は、自治体独自の判断で行う事例、宮城県の東松山市のように独自で行う事例も出てきております。町の認識を伺います。以上で質問を終わり残り時間で再質問いたします。

議長（原田安生君）

はい、1番浅尾もと子君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず直接請求の権利行使につきましては、昨日の初日の行政報告の中でも発言をさせていただきました。その権利につきましては尊重されるということであるというふうに思っておりますし、残念なのは昨年から全国で蔓延しているコロナ禍の中で条例の制定改廃の請求署名、その後期間も空けずにですねまた解職請求の署名となり、町の混乱を避けられずに本当に大変残念に思うところであります。なお、その一連に関わっておられます浅尾議員でございますので、質問の中で答弁されたことは重々受け止めさせていただきますが、前代未聞であるというような事態、こういうことの発言をされること自体いかなものかというふうに思うところであります。質問であります。建設の中止、大幅な見直しを行う考えはございません。計画通り令和4年7月の開所を念頭に進めさせていただきたいというふうに思っております。1つここで回答させていただきますが、今までこの2か年の継続事業として実施をしてまいりました設計業務はですね、基本設計、実施設計が完了をいたしております。当初の予定より3か月ほど伸びましたが、令和4年の7月に開所に向けて当初予算もですね整備費を計上させていただきました。残念でしたが浅尾議員と山本議員には予算に対する修正動議がされましたが、3月議会において議会賛成多数で当初予算を議決をいただいたところでございます。また3月議会では、1回目の東栄町条例制定改廃に係る直接請求によって出されました東栄医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、入院医療、人工透析、救急の継続または再開を求めるものであり、署

名された皆様の心情は大変理解ができるところでございましたが、今までも説明をさせていただいた通り人口 3000 人の小規模な町のみでの実施はですね当 personnel また財政上も継続実施できない状況など医療圏域を念頭においてのですね東栄町の医療を考えることが必要との判断から議会の中でですねご議論をいただき 3 月議会においてですね入院医療、人工透析、救急の継続を義務付けることができないとの判断を頂き、これもまた浅尾議員と山本議員以外の議員の皆様により否決をされたことは周知の事実でございます。町民から選ばれました代表者が議会で様々な意思決定を行うこれは民主主義でありますし政治を決めるのは議会であり議会制いわゆる議会主義、議会政治の考え方であります。議会で議決されることから執行するのは当然であり民主主義のルールにより進めることに何ら問題はないというふうに思っております。以上でございます。

議長（原田安生君）

はい、次に医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

私からは（2）のなぜ看護師など医療スタッフ 8 名も削減したのかとの質問についてお答えさせていただきます。減った内訳は、退職者が定年も含め 7 名、異動が 1 名です。8 名のうち看護師は 5 名、准看護師 1 名となります。令和 4 年度の人員体制については昨年 10 月 28 日の議会全員協議会でお示しをさせていただいた通りでございます。今回の減は定年と退職者個々の事情によるもので、町として解雇した方はひとりもない状況です。今後令和 4 年の無床診療所への移行を考えておりますので、入院等の現在の事業はぎりぎり維持できると判断して補充等を行わなかったものでございます。以上です。

議長（原田安生君）

次に住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

私の方からはまず（3）番の町は、設楽町、豊根村、医師会、県とどのような協議をしているか伺うということで、北設楽郡医療等に関する協議会、東三河北部医療圏地域医療対策協議会などに東栄医療センター（仮称）等施設整備基本構想・基本計画をもとに町の考え方を説明し大方理解をいただいていると考えております。なおこの会には医師会、愛知県、保健所、各首長なども参加しております。また県のへき地医療支援計画策定委員会にも説明をさせて頂いております。次に大きな 2 番の新たな無床診療所の整備計画についてということで（1）番の実施設設計の建設費、総事業費、

建設事業者の選定方法、契約する時期を伺うということですが、建物 9 億 3500 万円、外構工事 1 億 800 万円、医療機器整備費 7700 万円、設計管理費 2266 万円、基本設計・実施設計等の経費 7941 万 4000 円で総事業費 12 億 2207 万 4000 円を予定しまして一部を除き予算化しております。建設費の詳細につきましては、入札案件であり予定価格の公表になりかねないため答弁は控えさせていただきます。建設事業者の選定方法は、公募型特定建設工事共同企業体による指名競争入札で、実施は 7 月下旬を予定しております。次に（２）番の改めて連携とは何か伺うということですが、新型コロナウイルス感染防止の観点からの見直しについて医療センター（仮称）と保健福祉センター（仮称）子育て支援センターなどを見直すべきとの考え方について、現在、乳幼児の予防接種は医療センターの外来の空き時間を使い行っております。また発熱外来でも別の部屋で行なっております。疾病だけでなく健診などで来院される方もおられます。新施設では子育て支援センターで乳幼児の予防接種が受けられるようになります。医療センターへ移動する必要もなくなります。医療センター職員、保健福祉センター職員、子育て支援センター利用者の動線は、必要がなければ出来る限り重ならないことも考えられて設計されております。医療センター（仮称）と同じ建物へ入ることによって新型コロナウイルスなどの感染症を広げることはないと思います。また、連携についてですが、限られた職種の職員が効率的に機能するためには子育て支援センターに保健師、保育士、健診などには保健師、医療センター関係職員、介護が必要な方には介護保険係、社協におりますケアマネージャーなどが関わります。これは一例ですが、このように限られた人材を有効に活用し住民サービスにつなげることが重要だと思います。その効率を上げ連携をスムーズに行う事が一つの建物に入る意義だと考えます。次に国民健康保険料についてですが、県が示す標準保険料率は保険料率決定の際に参考にするためのもので被保険者の前年の所得の状況や繰越金など充当できる財源の状況を踏まえて試算をし保険料を決定したいと考えております。次に 6 番目の新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、介護職員のワクチン接種は高齢者施設の従事者における優先順位の特例に該当する方につきましては接種を始めております。まずは 65 歳以上の接種を最優先に考えており、デイサービスなどを行っている通所系やヘルパーなどの訪問系のサービスに従事する方は高齢者の接種が終わり次第順次接種していく予定であります。運輸業者への接種につきましては県や国からの通知と注視しながら柔軟に対応していきたいと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

次に教育課長。

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

私からは、大きな3番の町の公共施設についての回答をさせていただきます。始めに(1)町は個別施設計画でスターフォーレストを民間も含めて移譲を検討と記した。どのような移譲先を検討しているかとのご質問でございます。森林体験交流センターいわゆるスターフォーレスト御園の個別施設計画は本計画の期間である令和8年度までに移譲を検討することとしております。現在は移譲に向けた各種情報等を収集しているところでございまして具体的な検討はこれからになります。移譲先は町内外を問わず各種団体やNPO法人、民間企業などが考えられますが、まずは町営で行うことが適切な部分と民間で行うことが適切な部分との検討から始めたいと考えております。次に(2)番、町の野球場、グラウンド場、東栄ドーム、テニスコートについて町民の使用料の値下げを求めたい、町の認識を伺うとの御質問でございます。現在、体育施設をご利用いただいている町民や団体から体育施設の使用料を値下げをしてほしいというような要望等はございませんで、現段階では使用料を見直す予定はございません。なお、町内の団体が体育施設を利用する場合の使用料につきましては、減免の規定を適用しておりまして小学校、中学校の利用や少年少女が主体の団体、いわゆる町の少年野球や少年少女サッカーチームでございますが、これらの団体が利用する場合は全額を免除して無料としているところです。また町の体育協会に加入している体育団体が利用する場合につきましては一部を減免しておりまして半額または3分の1の使用料としているところでございます。以上です。

議長（原田安生君）

次に総務課長。

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

私からは4番の町の防災行政無線についての質問に回答させていただきます。(1)のタブレット端末及び戸別受信機それぞれの設置状況を伺う。件数、時期でございますが、令和3年5月末時点で戸別受信機を医療センター、やまゆり荘等医療、福祉施設や小中学校等の教育施設などに合計17台設置しました。現在、戸別受信機、タブレット端末無償貸与の案内を6月広報誌に掲載し6月7日から8月31日までの申請期間を設けましたので条件はありますがタブレット等の設置につきましては申請期間終了後には判明すると思えます。(2)の町は3月議会で戸別受信機を受信する設備としてという質問でございますが、回答といたしましてデジタル波の特性上、電波受信が困難な地区が存在します。再送信子局、戸別受信機とアンテナ本体、操作卓の改修、防災サーバー改修、工事費等で約1億7000万円の費用がかかります。この他、この金額に入っておりませんが調査費も必要となる見込みでございます。次に(3)6億円をかけた屋外スピーカー、テレビ配信事業についての回答ですが、今回

の整備工事で屋外スピーカーは6基から30基に増設しました。集落が点在している本町におましては、屋外スピーカーのみで全域をカバーするのは現実的に厳しいものがございます。また、30基増設したことによりまして今まで何も聞こえなかった地区住民に情報を伝えることができるようになりました。無線放送のデメリットと致しましては、高齢者の多い本町では聞き取りにくい時がある、聞き逃しがあるとのことご意見も多数寄せられたこともありまして戸別受信機よりテレビによる情報発信を基本とする考えにより整備させていただきました。とうえいチャンネルでは、町からのお知らせ、保育園、学校、気象、防災情報、おくやみ、災害緊急情報、コロナ情報、時刻表と様々な情報を配信していることから以前の無線放送より多くの情報を配信することが可能となりました。また、戸別受信機につきましては一度自宅へ設置してしまいますと移動はできません。タブレットを整備することによりまして持ち運びも可能となります。また、スマートフォンを利用し外出先でも緊急情報が聞こえるSアラート導入したことにより、より一層情報伝達手段が強化されました。今後もスマートフォン、タブレットの保有率が確実に増加することなど将来を見据えたシステム構築させていただきましたので戸別受信機を全戸に配備する考えはございません。以上です。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして再質問はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

それでは大きな1問目の（2）の再質問をいたします。町は医療スタッフの不足を問題としてあげております。しかし、令和3年度の東栄医療センターの体制は、入院、外来とも業務は従来通りワクチン接種業務も加わる中で8名もの医療スタッフが辞められました。今朝の朝日新聞の記事によりますと看護師が5年勤めれば返済不要の支度金300万円を支給する制度、でも1人しか来なかったと書かれていますが、東栄町では町の縮小方針で看護師の皆さんがなくなると辞めざるを得ないというのが実情ではないでしょうか。町長に伺います。透析中止の理由である医療スタッフ不足を解決するために透析技師の公開募集を行ってきましたか。私は、昨年ある透析技師の方に東栄医療センターで働きたかった、でもこの10年一度も募集はなかったと言われました。町長に伺います、2期6年間、医師、技士など医療スタッフ確保の努力が不足していたのではありませんか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何度も同じ質問を前回もされましたのでお答えをさせていただきますが、先ほど医療センター事務長がお答えしたとおりであります。まずは我々が今おる先生方の慰留が一番最初だというふうに思ってますし、これに全力を尽くしてきた結果の中で今の状況が続いておるといふふうにご理解をいただきたいと思えます。以前の質問も浅尾議員から言われたようにそういう医師がおれば紹介して欲しい、いつでもそこへ行ってお願いをするということその時も回答させていただきました。是非そういう医師がいるのであれば教えていただきたい。

（「はい、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

続いては、1番1の（3）について質問いたします。ここでは町の考え方は大体理解されたという答弁がありました。説明し理解されたという答弁でありました。ここでは北設楽郡医師会長の伊藤幸義医師の受け止めを紹介したいと思えます。これは、伊藤先生は設楽町で月心堂医院を開業され長く地域医療を支えてこられた方です。この冊子は今年ですね6月1日の愛知県医師会発行の愛知医報であります。こちらのコラム、地区だよりの中で伊藤幸義医師会長の記事が掲載されております。手記ですね。紹介いたします。無床診療所計画に対して「郡医師会では集中的な話し合いが持たれ少なくとも有床診療所であるべきで無床化は反対であるというのが会員全員の意見でありました。それを受けて平成30年6月13日に東栄町に対して要望書を提出し、東栄町のみならず他町村特に豊根村の住民に対して十分な情報を開示し地域住民の意見を聞くべきであるとも伝えました。残念ながら当医師会のこういった働きかけは顧みられることなく無視されたまま救急告示の返上、人工透析の廃止、19床への有床診療所化に続いて、さらにベッドの無床化にまで計画が進んでしまいました。」このように書かれています。町長に伺います。町長は、伊藤幸義北設楽郡医師会長の言う無視されたままだという思いをどのように受け止めますか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先程も住民福祉課長がお答えしましたとおり北設楽郡医療等に関する協議会それから北部医療圏の対策協議会等によってですね、この計画に基づいて町の考え方を説明させていただきました。残念ながら医師会長の伊藤幸義先生もこの北設楽郡医療等に関する協議会にも出席をしていただいておりますねその中でも先生だけでしたが有床のですね診療所ということを目指しましたが、あとの委員の方はですねご理解いただきました。特に我々の地域をですね先ほどの朝日新聞の状況、新城市民病院の状況も載っ取りましたが、北部医療圏の圏域全体がですね非常に医師の事も含め全てにおいてですね他の地域とは疲弊しておるといいう状況であります。浅尾議員もですね県の計画を見ておられると思いますが、そういう状況の中で我々はこの地域にとって守らなければならない医療というのがあるわけでございます。住民からの要望もですね真摯に受け止めさせて頂きますが不採算地区のいわゆる病院の直面する課題はですね1つ目が患者数の減少です。そして2つ目が医師の確保、そして3つ目が施設の老朽化です。この問題は、我々東栄町のみならず他の小さな自治体病院を持つておる町村はですねこういう状況が続いておるわけでありまして、その中で患者となりえる人たちの皆さんが要望することはですね私も含めて理解はできます。私だって病床残したいと思っておりますし、そういう状況が続きたいという状況の中で今まで検討してきました。しかしながら現状をやはり見据えていただかにかんじやないですか。その状況の中でやれるものとやれないものをしっかり判断をし一次医療を我々は守っていくんだというところではないのでしょうか。先程言いましたように、他力本願でも要望等も含めてですね議会も一緒になって県への要望もさせて頂いておりますし、我々は東京出た時もですねそういう状況の中でお願いをしてきております。特に設楽町町長、豊根村村長含めてですね我々北設楽郡の医療は本当に大変であります。従いまして、先ほど言いましたように看護師の確保も300万という状況を議会のご理解をいただいで制度を作らせていただきました。そして北設楽郡医療に関する協議会の中でのですね3町村それぞれで30万という状況ですが確保のための費用も積まさせて頂きました。そういう状況の中で、我々は町村、3町村含めて北設楽郡の状況を含めて皆さんで医師の確保に努めておりますが、やはり先程お話をした通り医師の確保の状況は愛知県全体での問題です。その中で実績を含めてですよ地域枠の状況も県が制度を作っていただきましたが、実績としてはですね数は多いにしてもですね、その状況の中で我々の地域に来るのは19番目です。その状況もやはり見据えて頂かなければいけない。だからこそ、そういう状況を確認をしていただかかなきゃいけないのでしょうか、医師会長さんの文責も丹羽先生から文章をいただきました。そのことは重々理解しておりますが、我々が状況の中でそれがやれば一番良いわけですが、今のところそういう状況はやはりできない。それから一番やはり優先するところは、今ここ

で東栄医療センターを支えている丹羽センター長を含めた先生方のやはり意思じゃないですか。その中でやはり皆さんそれを理解しながら一緒になってこの地域を守るということをまず前提にさせていただかないかぎりですね要望だけされてもやはりできないと思います。その努力はさせて頂きますが、今の現状の中ですれ進めてまいりました事をですね我々は先ほど申しましたように議会でお認めを頂きその状況でありますのでしっかりその事は含めて令和 4 年度の状況を見据えてですね粛々と進めさせていただきたいと。以上です。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

続きます。伊藤会長は、また次のようにも書いています。大変な危機感を表明しています。「当地域は医療崩壊にとどまらず地域崩壊も危ぶまれる状況になっております。このまま何もしなければ人口減少、過疎高齢化がさらに進行するであろう。当地域ではありますが、何もしないことを前提にした将来像を元にしたような医療計画の進め方には辟易するしかありません。我々郡医師会が無理難題を押し付けているわけではありません。各町村には特別養護老人ホームをはじめ色々な高齢者向けの施設もあり誤嚥性肺炎等で速やかに入院、収容できる総合診療科的なベッドがあるかどうかは大変大きな問題です。問題になります。ちょっとした入院治療のために数十キロも離れた病院へ運ばれなければならないとなれば住民の負担だけでなく日頃の不安も増大することになります。」町長、私は町の高齢者の皆さんが、誤嚥性肺炎で命を落とすようなことがあってはならないと考えます。5 床でも 8 床でも小規模ながら入院ベッドを残すということを引き続き求めてまいります。さらに伊藤会長は「医療提供体制の変更に係る問題ならば当然我々地区医師会や地域住民の意見を聞き、考えに隔たりがあるのであればとことん議論し合うべきではないのでしょうか」とも書いています。町長にもう一度伺います。東栄町を良くする会が集めた町長リコール署名 956 筆の重みを受け止め町民そして北設楽郡医師会ととことん議論して新たな解決策を見出すという考えはありませんか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今までも説明してきた通りでありますし医師会長の伊藤幸義先生ともですねそういう話をしてきたことも事実であります。しかし、先生のその文責、伊藤幸義先生の文責という状況で書面を書いておりますので先生のご意見だというふうには踏まえております。ですが、我々先ほど言いましたように北設楽郡の医療等に関する協議会の中でもそういう話の中で皆さんにご理解を頂いてると思っております。もう一つはですねやはり本来なら入院ベッドを残したいというのは常々考えてきましたが、何度も申し上げましたように先ほどの実態をやはり考えていただきたいと思います。これから先将来のことをですねやはりしっかり見据えてこのことは解決をしていかなきゃいけないと思っております。先ほどもお話しした通りですね地域医療を守るということは本当に一次医療を含めてですねしっかり考えていきたいと思っておりますし、ただ入院ベッドさえあればですね全て解決できるものではありません。従いまして、我々が今進めております限られた財源、限られたスタッフの中で連携を取りたい、先ほど住民福祉課長がお話しした通りですね限られた資源であります。従って一体になってそのことやらない限りですねえ今不足しとるマンパワーが全て解決できないわけがあります。国の医療制度もですね改正されておりますし、それから改正の福祉法もそうです。だからこそ我々はですね保健師の確保もそうですし、現在も保健師が足りない状況は皆さんご存知だと思います。保健師もそうです。保育士もそうです。従ってそういう状況がやはり一つになって連携を取ることでこの町ですね医療、介護、福祉、保健等で支えるべきものだというふうに思っております。今後私もですねしっかり皆様方に3分の1の解職という状況の中でのリコールでありましたのでそれは真摯に受け止めさせていただきますが、しっかり皆様方にもコロナの中ではありますが医療資源は無限ではないので、しっかりとこのことを住民の皆様にもお伝えをしていきたいと思っております。長くなってしまいますのでそういうことの話をもっとしたいと思っておりますが、特に我々の地域の中で先生もですよ総合内科の先生しかいないわけがあります。以前のように全ての科目にですよそれぞれの専門医がおればですねその状況もあったかもわかりませんが、まずはやはり一次医療としてのかかりつけ医をもって頂いて、その中で在宅医療に振り替えていくということはやはり必要ではないでしょうか。今まで通り外来だけの医療だけですねこの地域を守れないと私は思っております。そのための仕組みとして今までこの事をですね住民の皆さん含めてですね議論をしてここまで来たのではないのでしょうか。計画を持った時はですね住民説明会に出させていただきますでしたが、2期目になり確かにコロナが始まった状況の中で皆様が常日頃言われてるように説明不足ではないかということは真摯に受け止めております。しかし、やはりそういう状況も反省を含めてですね今後の我々が目指す医療をですねご理解いただくためにしっかりとですね今後も含めてですね説明をさせて頂いて理解を得るように頑張ってお参りたいと思っております。医師会の先生もですね幸義先生の考え方は重々わかっておりますが、しかしながら支えていただける力になっていただける事

が大事じゃないですか。ただ要望を東栄町の病院に病床を残せと言われてもですねそこを支える医師として先生方にも、じゃあ北設医師会の先生方がそこで本当に協力をいただけるか、いうところまでやはり考えていかなきゃいけないと思っておりますし、それから北部医療圏の中の新城市民病院との連携は今後は当然取って行きますが、医療で支える面とそれから以前あった老健ですね介護で支えるものというのは全くもって法的には違うわけでありますからそのところも理解をしていただきたいと思えます。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

続いて参ります。最後の質問になりますが、まずですね先ほど伊藤真千子議員の質問にもありましたが地域医療対策協議会について伺う予定でした。地域医療対策協議会は厚労省の運営指針によりますと都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議、調整を行う重要な場でありました。そして会議の中では、医師確保計画に対して意見を求められるという場でありました。この中には委員として名大、名市大、県医師会のトップなど重要人物が参加しておられます。村上町長は協議会の前身である地域医療支援センターの運営委員でもありました。そういった中で勇気をもって東三河北部医療圏並びに北設東栄町の窮状を訴えるべきだったと私は考えております。また今回、町はですね5月28日リコール署名の縦覧期間中に公募型指名競争入札を公告しております。公告文書によりますと建設工事は3社の共同施工方式となっており、入札は7月末を予定しています。私は、町長自身が住民投票で失職する可能性さえある中でなぜ強行したのか驚きでいっぱいであります。そして町が昨日答弁した実施設計について、町民に明らかにする考えがないという点でも大変驚きました。総事業費5億円に膨らんだ保育園建設の二の舞にならないか大変危惧するものです。保育園建設は平成30年度の当初予算に4億円余りを計上し、二度の補正予算で総事業費が5億円にまで膨らみました。平成30年12月の山本議員の一般質問で、町は実施設計で建設事業費が大幅に変動するという事を認めています。町長、建設費は町民の税金であります。保育園建設5億円にまで膨らんだ事業は町民の行政への信頼を大きく損なうものでした。その反省の上に立つのであれば実施設計の内容を町民に明らかにするべきではないでしょうか。なぜ公開しないのか改めて伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

この案件につきましては、副町長が答弁をさせていただいたというふうに思っております。昨日でしたかね、本会議の中で。そういう状況でありますので、我々ですね基本設計に基づきましてその状況はお知らせした通りでありますので、実施設計は先ほど住民福祉課長がお答えしたとおりの予算の中で執行させていただきたいというふうに思っております。先ほど冒頭で私回答させていただいた通り、建設中止の大幅見直しを行う予定もございませんし計画通り4年7月の開所を目指してまいりたいと思っております。丹羽先生、丹羽センター長とはですねこの状況をしっかり打ち合わせをさせて頂いておりますし、この基本的な方針についてもご了解を頂いておりますしご指示を頂いているところであります。しっかりとこれにつきましては進めさせて頂きたいと思っております。もう一度言わせていただきます。議会制民主主義に基づいて浅尾議員の意見は意見としてお伺いさせていただく。しかしながら、先程お話しした通り議会で決まったことでありその事も含めて我々はその状況を作っていく義務がございますし、しっかりこのことは予定通り進めさせていただく。それから先ほどの答弁でさせていただいた通りご理解いただけない住民の方はおりますが、しっかりこのことについても機会を作りながら説明をさせていただきたいと思っております。それからもう一つだけ。老朽化の問題もですよ、以前浅尾議員も管内視察をしていただいていた施設内を見ていただいたと思っておりますが、その状況からしてですよ、今の状況でやれるかどうかという判断もやはりして頂きたいと思っております。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、時間ないよ。1番。

1番（浅尾もと子君）

朝日新聞の記事で、町長が私を解職すれば医療がうまくいくのか、他に方法はない等、態度を変えていません。本当に残念なことです。私は村上町長が失職し新たな町長。

議長（原田安生君）

はい、時間です。以上で1番浅尾もと子君の質問を終わります。以上をもちまして本日の日程一般質問を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。